

シンガポール日本商工会議所

MCI (P) NO.086/01/2021
Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore
Website: <http://www.jcci.org.sg>





ニューノーマルに対応しつつ、 医療サービスをさらに充実させてまいります



内視鏡装置

☑ 「密」を防ぎ、待ち時間を短縮する「予約制」

診療の待ち時間も短縮されました。

☑ 胃内視鏡予約枠拡大

経鼻式/鎮静剤も選択可で、苦痛・不安の少ない検査をお受けになれます。

☑ 電話再診

電話による再診と薬の配送手配を承っています。(※電話再診が可能な内容の場合)

☑ 土曜日午後の診療

日本人医師2名により、内科と小児科を中心とする一般診療を行っています。

海外生活をサポートする総合医療センター

ジャパン グリーン クリニック

外来診察

医療相談も可
(生活習慣病・アレルギー・他)



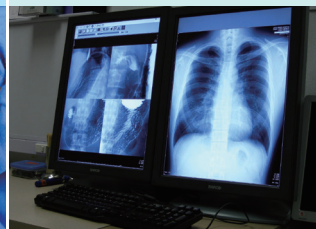
予防接種・乳幼児健診

英文予防接種証明書の
発行も対応



医療検査

院内でお受けになれる
X線・超音波・内視鏡・血液検査



健康診断

外来と隔てた健診用ロビー
日本仕様の健康診断



理学療法

肩こり・五十肩・ぎっくり腰・
スポーツ障害・リハビリ等に



診療科目(全診療予約制)

外来診察(小児科・内科・外科・整形外科・婦人科・眼科*・他)

予防接種, 乳幼児健診, 医療検査, 健康診断, 医療相談

理学療法(疼痛治療・リハビリ等) *眼科は英語診療となります(日本語通訳)

歯科はJGHデンタルクリニック(当院内) Tel:6235-7747

受付時間

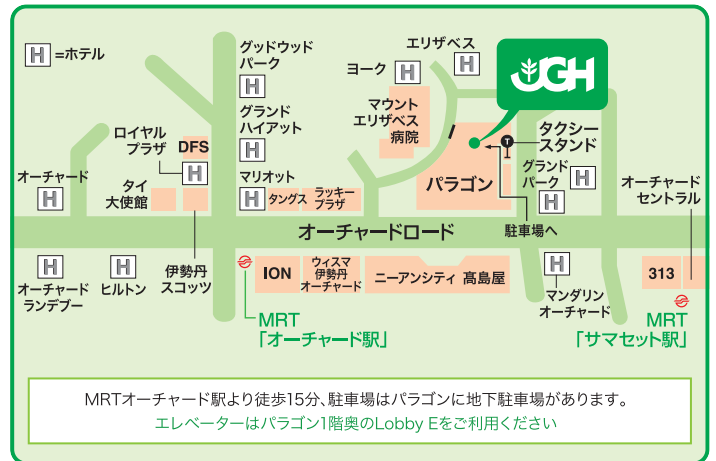
- 月～金曜日 8:30*～12:00, 13:30*～17:30
- 土曜日 8:30*～12:00 (時間外13:30*～17:30)
- *午前的一般診療開始時刻は9:00、午後は14:00です。予約時間にお越しください。
- 日・祝日 休診

所在地

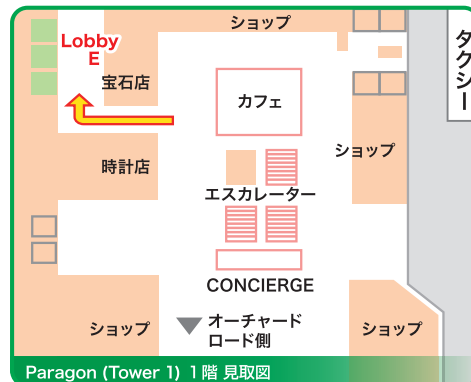
290 Orchard Road #10-01 Paragon

電話

6734-8871



MRTオーチャード駅より徒歩15分、駐車場はパラゴンに地下駐車場があります。
エレベーターはパラゴン1階奥のLobby Eをご利用ください



詳しくは
ウェブサイトをご確認ください。



2021
FEB

月報

CONTENTS

<特集>

- 未曾有の危機 COVID-19に立ち向かう旅行業界 p2
JTB PTE. LTD 高岡 秀樹
- シンガポールにおける日本産たまごの販売について p7
KOKONOE PTE.LTD. 田中 康貴
- 経済連携協定をてこにした日系企業による現地事業の問題解決の糸口 ～ビジネス環境整備章の枠組みの戦略的な活用～ p12
MORI HAMADA & MATSUMOTO (SINGAPORE) LLP 川村 隆太郎／畠山 佑介
- 資本性所得の重要性 一稼ぐエンジンは2つあるー p19
ADVISORY SERVICE SINGAPORE PTE. LTD 相川 聡志

<着任のご挨拶>

- ご挨拶 p22
TOYOTA MOTOR ASIA PACIFIC PTE LTD 宮崎 洋一

<活動報告・お知らせ>

- シンガポール日本商工会議所基金「2020年度の寄付先」のご紹介 p23
- 理事会議事録（2020年12月）／入会承認会員一覧（2021年1月） p30
- 新規入会会員紹介 p32
- 編集後記 p36

月報題字：麗扇会 青木 麗峰
表紙写真：Masaki Tachibana (Instagram ID : kikoushi)
写真タイトル：表：Free Hug 裏：だるー

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE
10 Shenton Way # 12-04/05 MAS Building Singapore 079117
Tel: 6221-0541 Fax: 6225-6197 Website: <http://www.jcci.org.sg>

未曾有の危機 COVID-19に立ち向かう旅行業界

JTB PTE. LTD
Senior Manager, Business Promotion Division
高岡 秀樹



はじめに

2019年12月、中国湖北省武漢市で確認された原因不明の肺炎はまたたく間に世界中に感染拡大し、シンガポールにおいても2020年1月23日に最初の感染者が確認されて以降、私たちの日常生活と経済活動に大きな影響を今も及ぼし続けています。

ツーリズム産業に属する我々JTBグループは、2013年以降毎年急速な拡大を続けてきた訪日インバウンド旅行に加え、56年ぶりに東京で開催されるオリンピック・パラリンピックやUAEドバイで開催される万国博覧会といった世界的なイベントを控えているということもあり、2020年を大きな期待を持って迎えていました。

しかしながら、その期待はCOVID-19により無残にも打ち砕かれました。それだけにとどまらず、ツーリズム産業全体が危機的な経営状況に陥ることとなったのは、皆様も周知の事実でしょう。

過去にない未曾有の危機に瀕したツーリズム産業は、生き残りを賭け各社様々な取組みを実施していますが、その中から旅行業における取組みについて、ご紹介させていただきます。

旅行業界が受けた影響

シンガポール政府観光局（Singapore Tourism Board: STB）の発表によりますと、2020年上半期の海外からシンガポールへの渡航者数は約270万人、前年同期比マイナス71.4%、旅行関連消費額は42億SGD、前年同期比マイナス68.2%と大きく落ち

込んでいます。この270万人の渡航者のほぼ全てがCOVID-19の影響がまだ少なかった第1四半期の実績で、第2四半期以降は実質ゼロに近い状況となっています。

また、国連世界観光機関（UNWTO）が発表した世界の国際観光客数の最新データによりますと、2020年1月から10月の国際観光客数は前年同期と比較して9億人減少、海外旅行市場での損失額は約96兆円にのぼり、リーマンショックで世界的な経済危機となった2009年の10倍の損失を計上したとされています。

2020年通年では、観光客数は前年同期比マイナス70～75%、約10億人の減少、損失額は約113兆円、30年前と同レベルにまで落ち込むとも予測されています。

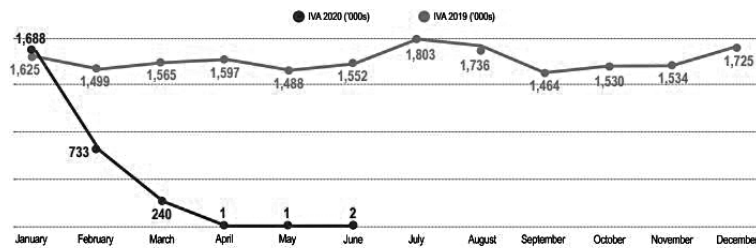
旅行業界は過去にも数々の危機に直面してきました。2000年以降に限ってみても、2001年の米国同時多発テロ、2002年～2003年にかけてアジアやカナダを中心に流行したSARS（重症急性呼吸器症候群）、2009年のリーマンショック、2011年の東日本大震災、2012年に中東からヨーロッパにかけて流行したMARS（中東呼吸器症候群）等々、世界情勢・天災・感染症といった様々な事象の影響を受けてきました。しかしながら、これらはあくまでも一時的もしくは限定された地域における影響に留まりましたので、比較的早期に旅行需要は回復の兆しを見せました。

これまでの危機を乗り越えてきた経験から、今回のCOVID-19についても発生当初は2003年のSARS並み、ビジネスへの影響は限定的なものに留

JANUARY TO JUNE 2020 PERFORMANCE

INTERNATIONAL VISITOR ARRIVALS (IVA)

JAN-JUN 2020: 2.7 MILLION (-71.4% VS JAN-JUN 2019), VISITOR DAYS: 10.9 MILLION DAYS (-65.8%)

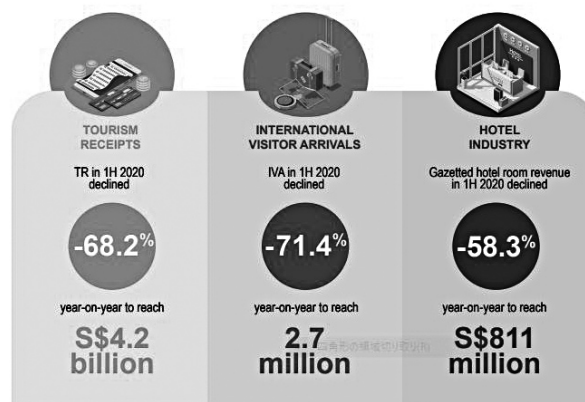


Source: Disembarkation/Embarkation cards and SG Arrival Cards
Data updated as at 22 October 2020.

Singapore's international visitor arrivals (IVA) stood at 2.7 million for January to June 2020, a 71.4 per cent year-on-year decline.

2020年上半期 シンガポールへの国際旅客到着者数¹

1H 2020 HIGHLIGHTS



シンガポールにおける2020年上半期
旅行消費額・国際旅客到着者数・ホテル売上の概況²

まり2020年後半には徐々に旅行需要は戻る、という想定もしておりましたが、感染拡大は長期化し、需要回復には程遠い状況となっています。

また、今回のCOVID-19が旅行業界に最も影響を及ぼしている点、過去の危機との大きな違いは、一地域の感染に留まらず世界中に拡大したことによる渡航制限、シンガポールでの“Circuit Breaker”や世界各国で行われた行動制限、ロックダウン等、人の「動き」・「交流」が全世界的に止められたことです。日本の観光庁の定義によりますと、旅行業とは「報酬を得て一定の業務（旅行業務）を行う事業」を指し、『旅行業務』とは移動手段（交通機関）と宿泊施設の取扱・手配にあたる“基本的旅行業務”と旅行に関連するサービス（食事、観光等）の取扱・手配にあたる“付随的旅行業務”を意味しています。すなわち、「人が動く」ことを前提に事業が定義されています。

弊社は「旅の力」を原点とし、あらゆる「交流の場」を「創造・演出・サポート」する為の多様なサービスを提供してきたのですが、人の交流そのものが断たれてしまった中、これまで取り組んできた事業そのものが成り立たない事態に陥りました。

新規事業の具体的事例

「人の動き」が停止した環境下において、ツーリズム産業は企業の存続を掛け、様々な取組みを行ってきました。航空会社が企画した「Flight to Nowhere」（どこにも行かない空の旅）が比較的国内の感染をコントロールできているアジアやオセアニアの国々で広がっています。シンガポール航空でも企画はあがったようですが、残念ながら実施には至りませんでした。一方で、「Discover Your Singapore Airlines」プロジェクトを立ち上げ、その一環として総2階建

ての超大型機エアバス A380 型機の機内で食事を提供する「Restaurant A380@Changi」を企画・販売しました。

シンガポール国内の各ホテルではステイケーションプランを発表しています。お得な宿泊プランに加え、館内施設の利用を促進する為の各種特典が追加されていることもあり、人気を集めています。

これらは観光産業の中でも、自社で保有する資産を活用して事業推進をしてきた企業が、コロナ禍において狙うべき主たる顧客層・ターゲットを切り替えて実施した事例です。航空会社は飛行機を“移動手段”として捉える人ではなく“搭乗体験”そのものを楽しむ人や自社のファンへ、ホテルは海外からの観光客やビジネス客からシンガポール国内の旅行愛好者や駐在員へ、それぞれターゲットを変更し成果を上げています。

一方で、既存事業が推進できなくなった旅行業においては、コロナ禍において課題を持つ顧客の課題解決に焦点を置き、新しい事業を開発しています。いくつかの事例をご紹介します。

①物販事業

“日本のモノを海外で”、“海外のモノを日本で”それぞれ購入できる場を提供する為、HISでは海外での販路拡大を検討している日系企業と連携し自社の店舗スペースを活用した商品の販売を実施しています。また、弊社ではアジア・パシフィック地域各国の旬のフルーツの日本宅配や、年末年始の一時帰国が叶わない在留邦人を対象に、少しでも日本のお正月気分を味わってもらおうべく「グローバルおせち」を複数国で展開いたしました。

②オンラインイベント運営事業

「人が集まる」会議やイベントが実施できない中、オンラインの場を使ったイベント運営を実施しています。

今後新たに海外赴任を予定している日本人家族を対象としたインターナショナルスクールのオンライン説明会や、バーチャル空間を使った企業の新製品発表イベントやWork-from-homeで希薄になりがちな社内のコミュニケーションを活性化させるオンラインでのチームビルディング等を実施しています。また、

海外旅行に行けないストレスを少しでも癒していただく、もしくは次の旅行への期待感を高めていただく為のバーチャルツアーも各国で開催しています。

日本のイベントオーガナイザーを対象としたアンケート調査によりますと、COVID-19の感染拡大以前には実施したことがなかったオンライン会議・イベントについて、コロナ禍以降は“実施を検討する”“実施したことがある”との回答が90%を超えるなど、市場全体にオンラインイベントに対する理解が深まっていると考えられます。

③国内事業

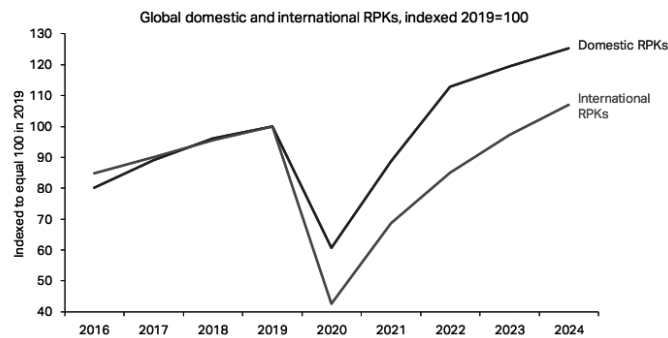
シンガポール国内在住者を対象に“国内旅行”を販売する、というのは、これまで旅行会社が主力のターゲットと捉えていなかった、新しいマーケットへの取組みとなります。シンガポール人ガイドとのウェットマーケット巡りやシンガポール最後の村を訪れる等、シンガポールの新しい魅力を紹介するツアーを販売しています。また、一時帰国や出張を検討している渡航者に対し、医療機関と提携したPCR検査の予約代行業務も提供しています。

これらはいずれも我々の最大の収入源であります「海外旅行」と比較し、それぞれの売上・収益は小さなものではありますが、“今、できること”という観点でこれらを積み重ね、旅行需要復活までの期間を耐え忍ぶ糧としています。また、ただ耐え忍ぶだけでなく、オンラインイベント運営事業については旅行需要が復活後もある一定程度の需要が発生する新たな事業として捉えており、収益化に向けた取組みを続けています。

新規事業への取組みにあたっての課題

新しい事業への戦略転換を進めていくにあたり、社内意識の統一は不可欠ですが、欧米ほどではないもののシンガポールにおいても雇用契約時のJob Descriptionに記載されていない業務や現業における業務分掌の範疇を超える担務に対する社員の抵抗感は少なくないといえます。会社への所属意識が強く、会社からの指示の下、マルチタスクが受け入れ

International RPKs will lag domestic air travel markets International air travel may not recover 2019 levels until 2023-24



国際線・国内線旅客キロ数の推移と回復予測³

られやすい日本人社員とは大きな違いである事は皆様もご周知のことでしょう。

特に今回のコロナ禍においては、シンガポール人労働者に対しては、雇用維持を目的とした政府による旅行者への助成金制度が設定されていた為、新たな取組みに対する理解を得る事は困難を極めました。そのような状況下で弊社が常に意識したことは、「危機感の共有」と「モチベーションの維持」です。コロナ禍における社の経営状況やキャッシュフローについては定期的にマネジメントから全社員に発信をし、会社が危機的状況にある、という認識を共有し続けました。

また、業務遂行上、及び収益の観点において、グループ本社がある日本とは切ってもきれない関係性であること、それが故に日本人を中心とする外国人スタッフの必要性和協業の重要性を改めて説明し、社員に理解を求めました。理解を得た上でコロナ禍でも我々が取り組める事業の割り出しを社内全体で行い、社員それぞれの業務経験や得意分野等、個々人の特性と掛け合わせ、事業毎にプロジェクトチームを立ち上げました。

各事業における提供サービスやコンテンツの開発・販売計画の策定は各プロジェクトチームの自主性に任せる一方、各プロジェクトチームの成果はマネジメントから定期的に社内にて発信し、評価の見える化によって自尊心とモチベーションを高める取組みを行いました。

結果として6ヶ月間で70を超える新たな取組事

例が生まれ、一定程度の成果を挙げる事ができました。

今回は“危機感”で社内がまとまったこともあろうかと思いますが、今後、いつ何時同様の事態が起こるか予測がつかない中、社員一人一人のマルチタスク化は重要であり、その為には雇用契約の見直しと共に、社員のモチベーションを維持できるような明快な人事考課制度の改定が必要である、と考えています。

旅行需要回復の展望と回復期に向けた取組み

既に一部の国・地域間で一部の渡航規制を緩和した業務渡航は開始されており少しずつ国境を跨いだ人の往来は始まっていますが、世界の航空運輸関連企業の団体である国際航空運送協会（IATA）は、COVID-19の感染拡大により激減した需要が2019年並みの水準に回復するのは短距離フライトで2023年、長距離フライトは2024年以降との見通しを発表しています。

また、コンサルティング会社のマッキンゼーは、最も楽観的な観測として、ウィルスの封じ込めと経済回復が最もうまく進んだ場合、2021年中に2019年の旅行需要の85%まで、2023年には完全回復する、というデータを発表しています。

一方で、アジアにおいてお客様の声を聞く限り、“ワクチンが普及すれば”や“安全が確認できれば”という条件付きではあるものの、すぐにでも海外旅行に行きたい、という声も多く、旅行に対する潜在

的な期待感の高さがうかがえますので、「コロナウイルスワクチンの開発・普及」と「各国における適切な感染防止対策」による「旅行への安心感の醸成」が、旅行需要完全回復の為の必須条件であると言えるでしょう。

旅行業界が2019年並みの水準まで業績を回復させるにはまだまだ時間がかかりそうですが、少しずつ復活の兆しは見え始めています。それが、『トラベルバブル』です。シンガポールでも2020年11月下旬から香港との間で開始される予定でしたが、感染拡大の兆候が見られたため残念ながら延期となりました。トラベルバブルとは、特定国間で渡航規制を一部緩和し、目的に限らず隔離期間なしで自由に往来できるようになる枠組みです。今後、各国政府間の協議のもと、この枠組みを活用して往来が始まる国・地域が徐々に増えると考えています。旅行業界としては、トラベルバブルの開始が宣言されると同時にマーケットの需要を獲得する為のツアー商品の造成、その為の事前準備が重要となります。

また、「旅行への安心感」を回復する為の取組みも各国で行われています。

世界旅行ツーリズム協議会（WTTC）は、旅行への信頼を回復する為の取組みとして空港、航空会社、ツアーオペレーター、MICE関連事業者に対し具体的な感染防止対策ガイドラインを発表し、遵守する企業や団体に衛生上の安全性を保證するスタンプを配布しています。



The World Travel & Tourism Council (WTTC) が発行する Safe Travels Stamp の例

日本では感染拡大防止と観光需要回復の為の政策として、感染状況が落ち着いている国や地域を対象に小規模分散型での『管理型旅行』の試行が検討されています。出国前や空港でのPCR検査、活動計

画書等の提出、接触確認アプリのダウンロード、14日間の公共交通機関不使用、他との接触を避ける為の専用車利用などを要件とし、発地国・地域からの添乗員と日本側の全国通訳案内士が同行し、旅程や顧客の管理を徹底する枠組みです。ワクチンの完全普及までは、このような感染対策が徹底された旅行が標準化すると予測されます。

ワクチン開発・普及度合いが国毎に異なり、感染状況も日々刻々と変化する結果、各国政府の急な方針変更により出入国関連規制が非常に複雑になり、正確な情報を得る事が難しくなっています。また、渡航先における感染症対策の現地最新情報が求められるということは、様々な機関が実施している旅行需要回復に関するアンケート結果に表れています。いかに正確な情報をタイムリーにお客様にお届けするか、を旅行会社は意識しなければならないと考えています。

COVID-19感染者数は2021年1月3日現在、世界累計で8470万人、184万人の方が死亡、3700万人の方が現在も苦しんでおられます。早期のご回復をお祈り申し上げますと共に、人々が自由に笑顔で交流できる日が一日も早く戻ることを切に願っております。

< 訳注 >

1-2 Singapore Tourism Board TOURISM SECTOR PERFORMANCE 1H 2020 Report
3 国際航空運送協会 (IATA) /Tourism Economics, Air Passenger Forecasts, April 2020

執筆者氏名

高岡 秀樹 (たかおか ひでき)

経歴

1975年大阪府生まれ。大学卒業後、1999年に株式会社JTB入社。15年間の大阪での法人営業担当の後、2014年より、海外派遣研修員としてシンガポールに駐在。一時帰国後、2016年10月より再度シンガポール駐在。現在、アジア・パシフィック本社にて14の国・地域の事業推進を担当。趣味はスポーツ観戦。

シンガポールにおける 日本産たまごの販売について

KOKONOE PTE. LTD.
Singapore Branch President
田中 康貴



金属メーカーから食品商社へ

弊社 kokonoE PTE LTDは、本社を日本に構え、シンガポールで卵や水など新鮮な日本食材を扱う食品商社として2013年に会社を設立いたしました。本社である祖峰企画株式会社は1999年11月より、金属製品の製造販売及び輸出入をおこなう企業として順調に業績を伸ばし現在では、業界でも有数の企業として成長を遂げております。

食品とは全く無縁のこの会社が食品事業に参入することになったことに疑問を感じる方もいらっしゃると思いますが、きっかけは代表取締役の故郷への“思い”でした。

彼が生まれ育った大分県竹田市は、雄大な自然に囲まれた豊かな地域ですが、交通の不便や高齢化、過疎化などの問題を抱えており、帰郷時に廃れ行く故郷の現状を目の当たりにした代表が、自分に何かできることはないかと考えたそうです。その結果、竹田市で金属業は難しいが、海外への輸出入経験を元に、美味しい郷土の味を海外に広めることならば可能ではないかと思い、既に繋がりのあった上海、今後東南アジアの核となるシンガポールに支店を立ち上げるに至りました。ただ日本から商材を送るだけではその良さを伝えられることができない、現地に支店を作り販売していくことが大事だという信念からいきなり支店を作ることにしたのです。

大分県フェアと卵事業の始まり

シンガポールに会社を設立してから10ヶ月後の2013年10月に弊社はリャンコート1F イベント広場で大分県フェアを開催しました。海外輸出に挑戦したい大分県の酒蔵や名産品の生産者を招致し、地元の美味しい味をシンガポールで紹介することにしたのです。商品は弊社が直接買い取ることで、生産者はリスクを最小限に抑え、試験販売をかねて商品のプロモーション、マーケティングをおこなえるようにし、Win-Winな関係を目指しました。

この大分県フェアで紹介した商品の1つが、現在弊社のメイン商材となっている大分県産の平飼卵です。この卵を生産する株式会社藤野屋の甲斐会長が弊社社長と同窓生ということもあり、会長自ら大分県フェアに参加してくださったのです。この時点ではシンガポールの市場調査を兼ねての参加であり、まだ本格的に取り組むかわからない状況でしたが、フェア後の甲斐会長の決断により kokonoE、祖峰企画一丸となってシンガポールへの卵の輸出に取り組んでいくこととなりました。

2013年当時、シンガポールへの卵輸出認可がおりている養鶏場は日本では5戸しかなく、実際にシンガポール市場で目にするのは青森県、愛知県、沖縄県産の3戸の卵だけでした。量販店での販売価格は1パック6個入りで9.80ドル～14.90ドル、日本の8倍～11倍の価格が一般的でした。その様な背景の元、よりクオリティの高い平飼卵をシンガポールに流通させていくことを目標にまずは養鶏場の認可取得へ動き始めました。



大分県産平飼い卵の本格輸出報告のため広瀬大分県知事を訪問
田中社長（左から2番目）、甲斐会長（右から2番目）

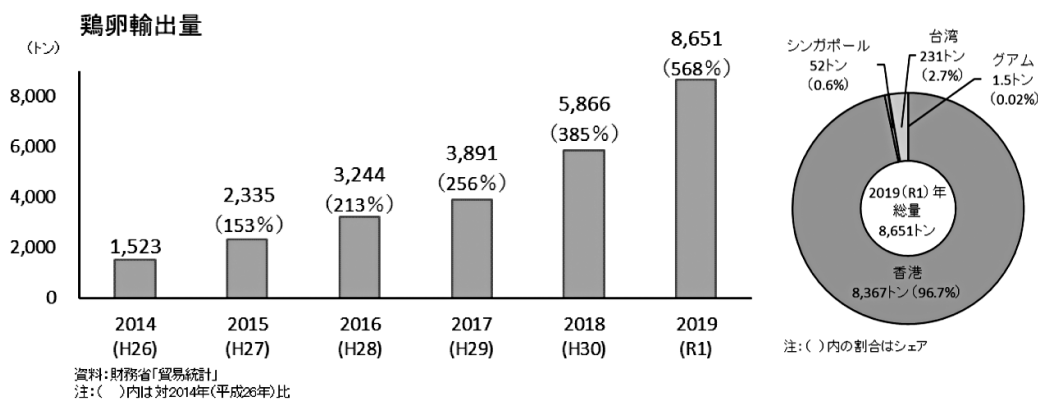
それから約2年半後の2016年、日本で6番目の卵輸出許可認定農場として藤野屋が登録され、弊社もAVA（Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore シンガポール農食品獣医庁 現在のSFA シンガポール食品庁）より食用殻付き卵のImport Licenseを取得し、卵事業を始める準備が整ったのです。

日本産卵の世界での立ち位置

世界中で日本産の卵が食べられる国は2020年12月現在、香港・台湾・シンガポール・米国の4カ国（EU・マカオ・韓国は解禁となったが輸出実績未確認）だけであり、輸出実績ではシンガポールは香港・台湾に次ぐ第3位となっております。しかしながらその割合はわずか1.5%しかありません。シンガポールは人口約500万人強の小さな国ですが、その人口とほぼ同じ数の卵が1日で消費されています。消費される卵の26%ほどが国内で生産され、残りの74%は日本を含む世界11か国からの輸入品です。シンガポールにおける輸入許可認定養鶏場は日本には現在7戸あります。日本にはおおよそ2000戸

を超える採卵鶏養場がありますが、シンガポールに卵を輸出できるのは7戸、そのうち流通を確認できるのは現在4戸のみです。

輸出許可を持つ養鶏場が100戸を超える香港と比べ日本が圧倒的に少ない理由は、SFAの認可を受けるのに膨大なレポートの提出、SFA担当者の招致が必要な事、さらにインポート側にもSFAが発行する卵の輸入許可書が必要とされ、流通させる準備段階で莫大な時間・労力・費用が求められることが考えられます。また、いざ販売するとなると、遠く離れた日本からシンガポールまでの輸送費用が商品代金に加算され、どうしても高価になってしまう卵を諸外国産と競わなければならなくなってしまいます。こうなると養鶏場にもインポーターにも費用対効果が見込めるかの判断がしづらいところだと思います。認可があるにも関わらず、シンガポールに卵を輸出できない、流通させられないという悩みはこのあたりに起因するものだと思います。



資料:財務省「貿易統計」
注:()内は対2014年(平成26年)比

主な輸出先国	2020年(1-7月)輸出量	輸出先国での仕向先
香港	8,931トン(207%)	7割: 家庭用(日系・現地スーパーマーケット)、百貨店 3割: 業務用(レストラン等)
シンガポール	163トン(649%)	ほぼ全量: 家庭用(日系コンビニ、日系スーパーマーケット)
台湾	21トン(11%)	ほぼ全量: 家庭用(日系スーパーマーケット、百貨店) ごく一部: 業務用(高級ホテル等)
米国(グアム)	2トン(183%)	ほぼ全量: 家庭用(日本食スーパーマーケット) 一部: 業務用(日系ホテル等)

資料:財務省「貿易統計」、業者聞き取り
注:()内は対前年同期比

日本産鶏卵の国別輸出量¹

日本産卵を流通させるにあたり

先述した通り、2013年当時シンガポールで販売されている日本産卵は安いものでも1個2ドル近く、弊社が2016年に初めて輸入した時もその価格を下回るものを紹介することはできませんでした。それに対し、国内産及びマレーシア産の卵は、おおよそ1個あたり0.2ドル程度で売られておりました。コストが抑えられない最大の理由は輸送費です。輸送方法は、輸送日数がかかるが比較的安い船便、輸送日数が短く少量からでも輸送できるが高価な航空便という選択肢がありましたが、当時はまだ物量が少ない上、船便で送るリスクを考慮し、弊社には航空便を使用する以外なかったのです。

初めて卵を輸入した際の数量は、わずか4千個程度、しかし得意先も少なく、価格メリットがない卵…クオリティの良さを訴えたところで「結構です」と断られる日々が続きました。最終的に初回輸送の卵を購入してくれたのは、日系スーパー1件だけです。

これでは今までこの事業に関わってくださった方々に顔向けができないとレストランなどの業務店への販売は一から飛び込み営業を行い、ミシュラン

レストランを中心に少しずつ顧客が増えていきましたが、気持ちだけではどうにもなりません。単価の高さから目標販売数を達成することはできませんでした。

価格を抑える為には物量を増やさなければならず、物量を増やす為には取引先を増やさなければならず、取引先を増やす為には勝負単価を出さなければならないというジレンマの中、転機が訪れたのは日本産卵の船便テスト輸送依頼でした。

香港では、すでに日本産卵の船便輸送がメインとなっておりましたが、シンガポールまでは日本を出国してから到着まで2週間前後がかかる為、品質を保ったまま輸送できるのかが日本養鶏協会の課題であり、他社の日本産卵もすべて航空便で輸送されておりました。そこで日本養鶏協会から弊社取り扱いの大分県産卵がテスト輸送に選ばれ、2017年10月に実施されることとなりました。テスト結果は非常に良好で、船便でも安全な卵がシンガポールに輸送できることが証明されたのです。船便であれば輸送コストを抑えることができます。あとは単価を下げる為には物量を増やすこと、すなわち卵を購入してくれる顧客を増やすことが課題となりました。

偶然にも同年12月にシンガポールに新規参入した日系スーパーとの取引が始まり、発注量が増えたタイミングで船便での卵輸送にチャレンジしました。利益の出るギリギリの価格に価格の見直しをおこない、リスクを背負った選択でしたが、価格を下げたことでミシュランレストラン以外の業務店でも取引先が段々と増えていくことになりました。

さらに2018年には日本国内で7番目となる輸出許可認定を得た神奈川県の養鶏所、神奈川県中央養鶏の卵を輸入することとなり、福岡県の博多港と神奈川県の横浜港から月に約1本ずつの冷蔵コンテナ船での輸送を行えるようになりました。

初めての輸送から4年後の現在、毎月約12万個を輸入販売できるようになったのです。

卵販売の課題

取扱量の増加に伴い生じてきた問題点もあります。それは賞味期限と卵の発注量のコントロールです。賞味期限のある商品のため期限内に売り切れなければ、廃棄しなくてはなりません。発注量を減らすと価格を保つことができないので、減らすことはできません。



Egg Delicatessen kokonoE KITCHENの様子

そこで発注タイミングを早くし、より多くの卵を導入するために取り組んだのが、自社の卵の加工製造販売です。チャイナタウンの外れにkokonoE KITCHENという小さな店舗を設け、プリンやたまごサンドウィッチ等、日本産卵の濃厚で美味しい卵を最大限に生かしたメニュー開発に取り組みました。汎用性の高い卵は、前菜からデザートまで幅広く様々な料理に使われます。今後も、食へのクオリティが高く求められるこのシンガポールにおいて、最高の料理を提供するレストランや、美味しい卵を食べたいという欲求を持つ方々に、我々の卵がさらに認知されるよう、今後も安心安全な卵を提供し続けていきたいと思っています。

弊社取り扱い卵について

弊社では現在、大分県産平飼い赤卵と神奈川県産白卵を取扱っております。日本で流通する卵の約95%はケージ飼い（鶏を縦24cm×横35cm×高さ41cmのケージに2羽～10羽を入れて育てる飼い方）の鶏から採取されていますが、平飼いは、鶏が自由に歩き回れる開放型の鶏舎の中で育てられており、12羽あたり約1坪のスペースが設けられています。平飼いは日本の養鶏スタイルでも珍しく、ケージ飼いよりも養鶏自体に手間暇がかかるのですが、自然の風や日光が射し込む鶏舎の中で、砂浴びをしたり、自由に走り回ったりと自然に近い環境の中でのびのびと育った健康な鶏が産むたまごは、安全で質も良く、何よりも生命力を感じる濃厚な味わいが楽しめます。シンガポールでは『トレたま』、『トレたまプレミアム』、『はなたまご』という商品名で3種類の平飼い卵が日系スーパー等で売られており、ミシュランレストランや名だたるレストランをはじめ、日本食のみならず、フレンチ、イタリアン、モダン料理など様々なジャンルでシェフの信頼を得ております。

神奈川県産卵は一般的な日本の白卵ですが、日本マクドナルドのHACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）を取得した養鶏場、GPセンターで安全に生産されており、関東圏の生協などで販売されている卵です。シンガポールでは商品名『ひな

た』として日系スーパー等で売られています。最近では2020年12月にオープンした日本でも著名なパンケーキショップの原料として利用され、このことがラジオなどでも取り上げられたことで大きな反響がありました。

シンガポールで購入できる卵の種類と違い

日本産、シンガポール産、マレーシア産、オーストラリアやニュージーランド産など様々な種類の卵が販売されています。日本産卵とシンガポール産卵及び諸外国産卵の大きく異なる部分は生食が可能かどうかです。卵に含まれる物質や賞味期限の設定により生食の可否が分かれるのです。

まず、日本では飼料安全法により抗生物質、抗菌剤の使用は一切認められていないので、国内産の卵には、これらの物質は一切含まれておらず、弊社の扱う製品も同様、安心して生食できる卵です。

また、日本産卵の賞味期限は、“生で食べることでできる期限”が設定されており、シンガポールで販売されている弊社の卵も、賞味期限内であれば生食が可能です。

保存温度 (°C)	日 数	保存温度 (°C)	日 数
10	57	20	30
11	55	21	27
12	51	22	26
13	49	23	25
14	45	24	22
15	43	25	21
16	40	26	19
17	38	27	17
18	35	28	16
19	33	29	15

たまごの保存温度と生食できる日数 (理論値)²

賞味期限の長さは、保管する温度と反比例するというイギリスのハンフリー博士の研究に基づいて算出されており、日本では、夏場では産卵後16日以内、春秋は25日以内、冬場は57日以内と設定されています。これは東京の平均気温を元に割り出した日数です。弊社では日本からシンガポールに到着するまでは冷蔵コンテナで10℃以下、到着後は契約倉庫で4℃以下の保存と徹底した温度管理をおこ

なっており、量販店でも10℃以下の保存をお願いしております。そのため、養鶏場と協議のもと賞味期限を産卵後60日後と定めています。

シンガポール産及び諸外国産卵の賞味期限は採卵より3週間～5週間と生産者によってまちまちですが、あくまでも常温での販売と加熱することを前提とした日数が設定されています。

シンガポールには、日本では珍しい「パステライズドエッグ」があります。これは低温殺菌された卵で、割ってみると一度熱が入っているので白身が少し白濁しています。この卵も冷蔵保管が必要とされており、シンガポールの常温販売されている卵よりは少し高いですがリーズナブルな価格となっています。

今後の事業の取り組み

弊社の企業理念は「本当に美味しいものを美味しいと言おう」です。美味しいものはどの国であっても求められるものであり、日本にある本当に美味しい食材の魅力を現地ですっかり伝えることで、それが認知され、根付いていくのだと思います。食品事業において後発である弊社が、競合他社と競っていくためには、販売が難しいとされる商材であってもその可能性を追求し、発信し続けていくことが大事であり、今後も本当に美味しいものを広める事業を展開していくことに尽力したいと思います。

< 訳注 >

1 https://www.jpa.or.jp/stability/pdf/keiran202009_01.pdf

2 <http://www.nichirankyo.or.jp/qa/hinshitsu.htm>

< 参考資料 >

株式会社藤野屋たまごコラム
日本卵業協会HP

執筆者氏名

田中 康貴 (たなか やすたか)

経歴

1973年、大分県生まれ。総合食品メーカー勤務を経て、2013年kokonoE PTE.LTD.の本社である祖峰企画株式会社に勤務。2016年に上海支店勤務後2017年にシンガポール支店であるkokonoE PTE.LTD.勤務

経済連携協定をてこにした日系企業による現地事業の問題解決の糸口 ～ビジネス環境整備章の枠組みの戦略的な活用～

MORI HAMADA & MATSUMOTO (SINGAPORE) LLP

Lawyer

川村 隆太郎

Lawyer

畠山 佑介



川村 隆太郎



畠山 佑介

はじめに

日本は2021年1月1日時点において、19の経済連携協定（Economic Partnership Agreement：「EPA」）¹及び33の投資協定を発効させている。EPAにおける最も重要な合意内容の一つは、原産品に対する関税の削減・撤廃等に関する物品貿易関連の規定及び原産性の認定に関する原産地規則であるが、EPAの意義はこのような貿易関連の規定に留まるものではなく、日系企業の海外進出に際して活用の可能性がある規定が数多く存在している。

その中でも、EPAの投資章及び投資協定（総称して「投資関連協定」）の活用については注目度が高く、優れた論考も数多く存在するが、日系企業が投資関連協定に基づく投資家対国家の紛争解決（「ISDS」）手続において国際投資仲裁の申立人となったケースはわずか数件²に限られている。日系

企業にとってのハードルは高いと言わざるを得ない。そのため、投資関連協定に基づくISDSに関する議論は別稿に譲ることとし、本稿では、①まず適用可能な協定の確定方法について論じた上で、②日系企業にとってISDSよりも現実的な選択肢となりやすいと考えられるEPAのビジネス環境整備章について、その枠組の中で投資関連協定や総則章の規定等をいかに活用することが可能であるのか、実例も踏まえながら紹介する³。

EPAのビジネス環境整備章の枠組みの戦略的な活用

1 適用可能な協定の特定

(1) 複層的なEPA・投資協定のネットワーク

EPA・投資協定の活用に関する検討の第一段階として、日本と対象国との間に発効済みの協定が存在するのかを確認する必要がある⁴。なお、二国間

国	EPA	二国間EPA	AJCEP協定	TPP11協定	RCEP
中国、韓国		× ⁸	×	×	△
インド		○	×	×	× ⁹
豪州		○	×	○	△
ニュージーランド		×	×	○	△
モンゴル		○	×	×	×
カンボジア、ラオス、ミャンマー		×	○	×	△
タイ、インドネシア、フィリピン		○	○	×	△
マレーシア、ブルネイ		○	○	△ ¹⁰	△
シンガポール、ベトナム		○	○	○	△

【図表1：日本とアジア・オセアニア地域の国家との間のEPA】（筆者作成）

（凡例）○：発効済み、△：署名済み未発効、×：協定が存在しない又は参加国ではない

のものだけではなく複数国間で締結される協定も存在するため、そのような協定の有無についても確認しなければならない。

具体的に検討するために、図表1において、日系企業が多数進出しているアジア・オセアニア地域の国家と日本との間でのEPAの締結状況を示している。なお、同図表に掲げられているEPAのうち、①「二国間EPA」とは、日本と当該国との間での二国間のEPA、②「AJCEP協定⁵」（日・ASEAN包括的経済連携協定）とは、日本とASEAN構成国（10か国）との間の複数国間EPA、③「TPP11協定⁶」（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）とは、日本を含む11か国によって作成された環太平洋諸国間での複数国間EPA（2018年12月から順次発効⁷）、④「RCEP」（地域的な包括的経済連携協定）とは、日中韓、ASEAN10か国、豪州及びニュージーランドの15か国で2020年11月に署名された複数国間EPAを指す。

(2) 協定選択の例

(a) EPA間での選択

日本と進出先国との間で複数のEPAが発効している場合に、いずれの協定を活用するかは各企業が自由に決定することができる。そのため、各協定を比較検討した上で、自社にとって最も有利な規定が設けられている協定に基づく主張を行えばよい。なお、それぞれのEPAは法的に別個独立した協定であるため、調整規定が設けられていない限り、複数の協定に基づいてそれぞれ別の主張を行うことも可能である。

例えば、日本とシンガポール及びベトナムとの間では、それぞれ日本との間の二国間EPA、AJCEP協定及びTPP11協定が発効しているため、これらの3つのEPAの活用の可能性がある。ただし、AJCEP協定については、サービス貿易に関する最恵国待遇義務が全ASEAN構成国について免除されている（50.3条3、附属書8）¹¹。また、投資については、投資財産の設立段階における内国民待遇義務、特定措置の履行要求の禁止等の規定は、留保表が発効するまでの間は効力が生じないとされている点に留意が必要である（51.7条）¹²。

(b) EPAと投資協定との間での選択

図表1のとおり、日本とカンボジア、ラオス及びミャンマーの間では、二国間EPAは締結されていないがAJCEP協定が活用可能である（ただし、2021年1月1日現在、カンボジアについてはAJCEP協定第一改正議定書は発効していない。また、ラオス及びミャンマーについては同議定書が発効しているが、サービス貿易及び投資の保護・自由化については上記1.(2)(a)のとおり制約がある）。他方、日本とこれらの国との間にはそれぞれ投資協定が存在するため、投資の保護・自由化については投資協定に基づく対応を検討できる。このように、EPAと投資協定の双方が存在する国との間では、異なる種類の協定間での検討が必要になる。

2 ビジネス環境整備章の活用

(1) ビジネス環境整備章の特徴

EPAのビジネス環境整備章における「ビジネス環境」とは、相手方締約国に進出した自国の企業が事業を行う際に置かれている環境を広く意味している¹³。そのため、必ずしも相手方締約国の国内法令やEPAでの合意内容に関係するものでなくても、幅広く対象とすることができる。これに対して、①日本政府がWTO協定やEPA・投資協定に基づいて国家間の紛争解決手続において相手国の措置の是正を求める場合や、②日系企業が相手国の国内裁判所での裁判手続や投資関連協定に基づく国際仲裁手続において損害賠償請求を行う際には、対象となる協定における相手方締約国の義務違反を主張・立証する必要がある。

両者を比較すると、ビジネス環境整備章では、協定上の義務に違反する措置だけではなく、当該協定において規定されていない事項であっても、ビジネス環境の改善に関係するものであれば改善要求の対象とすることができるという点で対象範囲がより広い。また、ビジネス環境改善のための要請は裁判・仲裁手続ではないため、判断者となる第三者に対して自社の請求内容に関して主張・立証する必要はなく、相手国の政府当局が問題点を把握し、改善措置を行う必要性を認識することができる程度の申入れを行えば足りるため手続的負担が軽い¹⁴。

EPAに関する論稿において、ビジネス環境整備章を扱っているものはかなり限られているが¹⁵、幅広いテーマをEPAの他の規定よりも柔軟な形で扱うことが可能であり、同章を用いたビジネス環境の向上には大きな可能性が秘められている。

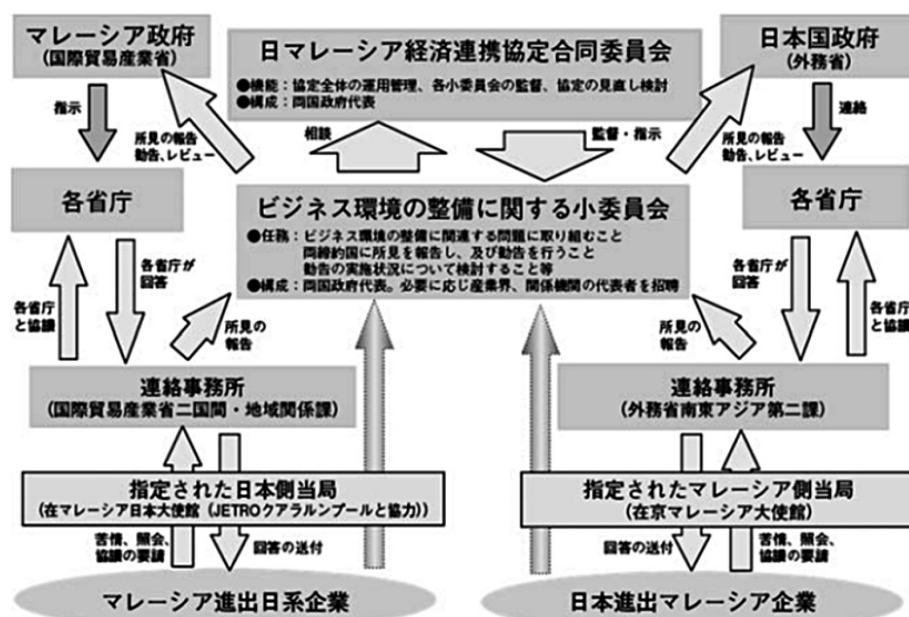
もちろんISDSその他の法的手続と異なり、ビジネス環境整備章に基づく要請は、あくまでも相手国側による任意の改善を求めることができるに留まり、改善のための措置の履行を法的な意味において強制することはできないという限界はある。もっとも、後記(2)で述べるとおり、日本政府の一定の関与の下で、相手国への連絡・協議のプラットフォームが制度的に用意されているという手続的な側面、及び、後記3で述べるとおり、具体的な投資関連協定の規定を要請に結び付けることで、法的に根拠のある形で説得力のある要請を行うことができるという実質的な側面においてメリットがある。このように、要請を相手国による検討の俎上に載せるための正式なルートがあること及びその要請を法的な根拠で裏付けることができることは、相手国への訴求力という点において、単なる陳情とは大きな差がある。

(2) ビジネス環境整備章の意義

(a) 相手国への連絡・協議のプラットフォーム及び日本政府の関与の確保

日本の発効済みの19のEPAのうち、日・シンガポールEPA、AJCEP協定、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英EPAを除く14のEPAにおいて、ビジネス環境整備に関する業務を行う小委員会又は委員会(「委員会」)が設けられている¹⁶。同委員会は、締約国におけるビジネス環境に関する課題について議論し、その改善方法・手段についての協議を踏まえて、相手国に対して所見の報告・改善の勧告を行い、勧告の実施状況について検討すること等を任務としており、各国の要請に基づいて随時開催される。なお、同委員会は、各締約国の政府職員によって構成されるところ、必要に応じて企業や業界団体の代表者を招聘することが可能とされており、これらの直接的に利害関係を有する当事者が、自国政府の代表者と共に相手国政府と直接協議することが可能である点が特徴的である。

これに加えて、ビジネス環境整備章では、ほとんどの協定においてそれぞれの政府内に常設の連絡事務所・窓口が設置されるため、ビジネス環境整備委員会が開催される時期以外でも、日系企業が相手国政府側に照会・申入れ等を行う公式のチャンネルが



【図表2: ビジネス環境の整備に関する枠組 (日・マレーシアEPAの例)¹⁷】

常時確保されている。一例として、日・マレーシアEPAに基づきマレーシアに進出している日系企業がマレーシア政府に対してビジネス環境の改善を要請する場合の流れは、図表2のとおりである。

具体的には、マレーシアに進出している日系企業がマレーシアにおけるビジネス環境について苦情、照会又は協議の要請等を行う際には、直接マレーシア側の連絡事務所である同国国際貿易産業省二国間・地域関係課に対して申入れを行うのではなく、指定された日本側当局である在マレーシア日本大使館を通じてやり取りをすることになる（日・マレーシアEPA実施取極18条2）。なお、①マレーシア側のどの省庁に対して申し出るのが適切であるのか自社で判断できない場合であっても、マレーシア側の連絡事務所が関係省庁を特定して連絡をしてくれ、また、②マレーシア側の連絡事務所を通じて当該関係省庁の回答を得ることができる¹⁸。

日系企業にとっての当該枠組の利点は、仮にマレーシア側が適切な対応をしない場合には、在マレーシア日本大使館が先方に対して必要なフォローアップを行ってくれる点にある。もちろん、日系企業が連絡事務所を通さず直接マレーシア側の関連省庁に申入れを行うことも可能である。しかし、その場合には、仮に相手方から返答がない場合には自社で相手方省庁に返答を催促する等の対応が必要になる。このように、EPA上の枠組としてビジネス環境の整備・改善のための常設のチャンネルが確保されており、日本政府のバックアップを受けながら対応に当たることが可能である点が有益である。

(b) 現実的な選択肢・日系企業の企業文化との親和性

また、現実的な側面からいうと、日系企業が投資関連協定に基づいて国際投資仲裁に付託することは、そのコストやリスク（費用、時間、相手国との関係）を考慮すると困難な場合も多い。この観点から、投資仲裁手続ではなく、ビジネス環境整備章の枠組においてEPA・投資協定上の義務との整合性について問題提起することを通じて、投資関連協定に基づく救済が事実上得られる可能性があることは重要である¹⁹。

具体的には、投資協定仲裁には、平均して解決までに3～4年を要し、数千万円から数億円の費用がかかる²⁰。また、発展途上国において国際投資仲裁を提起する場合には、仮に当該案件についての救済を得られたとしても、その後同国における事業の継続に対して政府から不当な対応を受けるのではないかとの懸念を払拭しきれないと考える日系企業も少なくない。例えば、ある開発プロジェクトに対する政府措置に関して国際投資仲裁で勝利して損害賠償を得られたとしても、他のプロジェクトについての許認可の取得等に事実上の悪影響が生じるのではないかという懸念である。そのため、完全に同国での事業からの撤退を余儀なくされるリスクが生じることを覚悟した場合でないと国際投資仲裁の提起にまでは踏み切りがたいという側面がある（もちろん、そのような事後的な不当な対応に対しても別途投資仲裁等を提起する余地はある）。

また、企業文化の側面からも、日系企業には国際投資仲裁よりもビジネス環境整備章の活用の方がより親和的であるとも考えられる。日系企業が投資協定仲裁の申立人となったケースは上記のとおりわずか数件に限られているという事実は、日系企業は他の先進諸国と比べると投資協定仲裁による解決というハードな手段よりも、自社による直接の又は大使館等を通じた間接的な相手国との協議等のよりソフトな解決手段を嗜好する傾向があることを示唆しているとも考えられる²¹。

(3) 活用場面の具体例

上記のとおり、14の発効済みEPAにおいてビジネス環境整備に関する章が設けられており、このうち9のEPA（メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、フィリピン、スイス、インド、ペルー、豪州）では既にビジネス環境整備委員会の開催実績がある²²。同委員会が取り上げることができる事項は多岐に渡るところ、これまでに不公正貿易措置の疑いのある措置に対する改善要望の他、電力品質の向上、ガス供給不足の改善といった相手国側のインフラ整備環境向上の要望、通関・税務手続の改善、模倣品対策、ビザ・就労許可証や基準認証分野の手続迅速化の要請等について協議がなされ、実際に改善が見ら

対象国	項目	改善要望事項	成果
メキシコ	治安問題	邦人への犯罪防止、警備強化のための定期情報交換会の継続開催、鉄道輸送における貨物盗難防止策の強化	実施中の治安対策に関する説明、鉄道貨物の盗難に対する警備強化策に関する情報提供
	基準認証・知的財産権	法定審査期間内での医薬品・医療機器等の承認審査、円滑な登録のための日系企業へのトレーニングの提供、日本で承認済みの医薬品に対する審査の迅速化、メキシコ側担当省庁との定期会合の開催	審査の迅速化は日本と相互互恵的に行う旨の提案、トレーニングを実施する意向の表明、定期会合の開催に同意
タイ	労務	就労許可証の申請書類の簡素化	申請書類の簡素化（電子申請を含む）を検討中であることを確認
	関税	関税報奨金制度の撤廃、税関手続の簡素化	タイ税関が長期的な課題として報奨金制度の撤廃を検討していることを確認、税関手続の簡素化及び予見可能性の向上について協議継続を確認
フィリピン	新規規制	化学物質販売に関する許認可手続の迅速化	許認可付与に平均20日を要していたところ、複雑な取引は10日、単純な取引は5日に短縮される旨の説明がなされた
	税制	付加価値税還付問題の早期解決	還付手続のためのガイドラインを作成中との説明がなされた

【図表3：近年のビジネス環境整備委員会で取り扱われた議題の例²³⁾】

れる事例も数多く存在する。図表3は、近年のビジネス環境整備委員会において協議がなされ、実際にビジネス環境の改善がなされた例である。これらは、EPA・投資協定上で締約国の義務として規定されている事項以外をも含んでおり、上記のとおり「ビジネス環境」に関連付けて改善要望を行うことが可能な事項が多岐に渡ることを示している。

3 ビジネス環境整備章を用いる際の具体的な主張のやり方

(投資関連協定上の規定及びEPAの総則章を根拠とした主張)

投資関連協定は、協定上の義務違反に対して、最終的に投資家が投資受入国に対して提起する投資協定仲裁手続を通じて損害賠償を求めることができることに大きな意義がある。しかし、その前段階として、ビジネス環境整備章を通じて相手国政府に対して投資関連のビジネス環境の改善を求めることも有効である。その対象は必ずしも投資関連協定上の義務違反に限られないが、相手国側による義務違反が疑われる場合には、投資関連協定上の義務に引き付けて主張を構成するのが効果的である。なぜなら、相手国との間に投資関連協定が存在する場合には、日本の投資家及びその投資財産に対して与えられるべきビジネス環境は、当該協定上の義務が履行されることを前提とした水準でなければならないためである。

そこで、後記(1)(2)では、そのような投資関連協定上の主張の根拠の具体例として、公正衡平待遇義務及び外資規制の緩和について述べる²⁴⁾。また、EPAの総則章における国内行政手続に関する規定もビジネス環境整備章の枠組みの中での主張構成に有効である場合も多いと考えられるため、(3)で行政手続に関する規定の活用法についても論じる。

(1) 公正衡平待遇義務

投資関連協定の規定の中でも、公正衡平待遇義務は、ビジネス環境整備章を通じた主張に用いることが可能である局面が多いと考えられる。なぜならば、公正衡平待遇義務は、①投資受入国が相手側締約国の投資家及びその投資財産に対して公正かつ衡平な(fair and equitable)待遇を与えなければならないという抽象的な内容であるがゆえに、幅広い内容を含み得るためである。これに加えて、②投資関連協定におけるこの他の主要な規定である内国民待遇及び最恵国待遇は、それぞれ投資受入国・第三国の投資家・投資財産との関係で相対的に内容が決定されるのに対して、公正衡平待遇は絶対的に維持すべき待遇の水準を規定するものである²⁵⁾。そのため、例えば発展途上国において投資環境が劣悪である場合に、自国企業や第三国企業に与えているのと同様の待遇を与えているのでは不十分であるとして、より適切な投資

環境を整えるべきことを投資受入国に対して求めることも可能である。

このような公正衡平待遇義務の性質は、元々ビジネス環境整備章との親和性が高く、投資仲裁に至る前にビジネス環境整備委員会を通じて投資環境の整備を要請する手法は常に検討しておくことが望ましい。

(2) 外資規制の緩和

投資関連協定では、投資受入国の外資規制が緩和される。これは、投資の設立、取得、拡張段階においても投資受入国内国民待遇義務・最恵国待遇義務を課す「自由化型」の協定において特に顕著である。しかし、投資受入国が投資関連協定において約束した内容を遵守せず、本来であれば日系企業であっても取得可能である許認可等の取得が妨げられるような事態が現実には生じている。

このような事態についても、ビジネス環境整備委員会の枠組で改善を求めることが可能である。例えば、同業他社も相手国政府から同様の取扱いを受けているような場合には、業界団体を通じて委員会に申入れを行い、ビジネス環境整備委員会へ当該業界団体としての出席を求めて、委員会会合の場において日本政府と協働して相手国政府との協議に当たることも考えられる。

(3) 総則章（行政手続に関する規定）の活用

ビジネス環境整備に関連して、EPAの総則章の規定もビジネス環境整備の観点から活用が期待できる。まず、EPAの総則章では、行政手続の透明性を確保する義務が規定されているため、進出先国における行政手続の不透明性をビジネス環境上の問題点であるとの主張をすることが考えられる。例えば、企業がビジネス環境整備章に基づいて、相手国政府の連絡窓口に対して、自社が不利益を被っている行政手続について本来行政手続に求められる一定の透明性がないことにより、ビジネス環境が害されていることを主張し、当該具体的手続についての手続の概要、今後の審査対応の見通し等について回答を求めることができる。

また、総則章には、行政手続に関連して、審査基準の作成義務、その具体化・公表に関する努力義務

等、日系企業が進出先国において行政手続に関連して不合理な対応をされている場合に、相手国側が一定の水準を満たしていないことを指摘する手掛かりになる規定が存在する。このような一般的な規定についての義務違反については、もちろん日本政府が相手国に対してEPA上の義務の履行義務違反を主張することも想定されているが、日系企業がビジネス環境整備章の枠組で改善を要請することも可能である。

おわりに

本稿で論じたとおり、ビジネス環境整備章に基づいて、従来考えられていたよりも柔軟かつ効果的な形で、日系企業のビジネス環境の整備を行う余地は大きい。なぜなら、第一に、要請を相手国による検討の俎上に載せるための正式なルートが用意されており、第二に、その要請を投資関連協定の規定という法的な根拠で裏付けることができるからである。すなわち、投資章や総則章のように、EPA上の義務として定められている条項を手掛かりとすることも有効であり、その際、当該義務に明確に反していること（協定への不整合性）までを主張・立証することまでは必ずしも必要ない。国際投資仲裁の提起にまでは踏み切れない企業にとって、ビジネス環境整備委員会を通じたよりソフトな改善の可能性を追求することは、有用な次善策であるといえる。今後、日系企業が海外において事業を展開・強化するにあたりその障害を取り除くための手段として、更に積極的にビジネス環境整備章を活用することが期待される。

<脚注>

- 1 本稿では、日本が当事国となる自由貿易協定（Free Trade Agreement：FTA）をEPAと呼ぶ。
- 2 日系企業が投資協定仲裁を提起した事例は、4件公表されている（経済産業省「2019年版不正貿易報告書」521頁）。
- 3 本稿は、畠山佑介「日系企業の海外ビジネス環境改善に向けた経済連携協定の戦略的活用」（国際商事法務Vol.47, No.11, 2019年, 1375-1381頁）に基づき、その後の各協定に関する動きを反映させ、弊所による実際の案件対応の中で得た知見についても加筆している。
- 4 日系企業が第三国間のFTA（例えばASEANと第三国間との間のFTA）を活用することができる場合も存在する。

また、WTO協定に基づく主張を構成することも可能な場合があるが、本稿では紙幅の関係でこれらの議論については割愛する。

5 従前のAJCEP協定には、サービス貿易・投資に関する具体的なルールは何ら規定されていなかったが、2020年8月1日に日本、ラオス、ミャンマー、シンガポール、タイ及びベトナムとの間で発効したAJCEP第一改正議定書により（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピンについては、それぞれの国内手続が未完了であるため未発効）、AJCEP協定にサービス貿易に関する26か条（金融サービス附属書6か条、電気通信サービス附属書18か条）、投資に関する23か条が追加され、自然人の移動に関する章（10か条）も新設された（外務省「日・ASEAN包括的経済連携協定第一改正議定書の概要」（2019年2月26日））。同改正議定書は、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの関係においてサービス貿易及び人の移動に関する規定を設ける初めての協定である。また、ASEAN各国との間で従前の日本との二国間EPAにおいて規定されていなかった自由化の約束等もなされている。

6 TPP11協定は、将来的な拡大を想定した加入規定（5条）を設けており、加入申請を行うことが可能な国・独立の関税地域に地理的な限定を設けていない。そのため、図表1に掲げる国を含む全ての国・独立の関税地域が今後加入申請を行うことが可能な「開かれた協定」である。「開かれた協定」概念については、畠山佑介「原産地規制の新潮流：TPP11協定と日EU・EPA」（国際商事法務 Vol.47, No.5, 2019年）601-602頁を参照。

7 2021年1月時点において日本、メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州及びベトナムについて発効している。他方、原署名国であるチリ、ペルー、マレーシア及びブルネイについては国内手続が未了であるため未発効である。

8 日中韓3か国間でのEPAを現在交渉中である。

9 インドはRCEP交渉の参加国であったが、2019年11月に交渉からの離脱を表明し、2020年11月の署名国に加わらなかった。ただし、RCEP交渉参加国は、インドが将来的にRCEPに復帰することを期待して「インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言」を公表している。

10 マレーシアとブルネイは、TPP11協定の原署名国であるが、本稿執筆時点において国内手続を完了していないため、同協定は両国については未発効である。

11 サービス貿易に関する最恵国待遇義務の全部免除が規定された経緯について、岩崎陽介「日・ASEAN包括的経済連携協定におけるサービス貿易及び投資に関する規律（第一改正議定書の発効）～（1）サービス貿易の自由化」（国際商事法務 Vol.48, No.11, 2020年）1488-1489頁を参照。

12 川崎勝暉「日・ASEAN包括的経済連携協定におけるサービス貿易及び投資に関する規律（第一改正議定書の発効）～（2）投資の保護及び自由化 [上]」（国際商事法務 Vol.48, No.12, 2020年）1666-1667頁

13 外務省経済局EPA交渉チーム編・渡邊頼純監修『解説FTA・EPA交渉』（日本経済評論社、2007年）314頁

14 訴訟手続等における厳密な意味における主張責任・立証責任の負担を負わないという趣旨であり、相手国から詳細な説明や趣旨の明確化を求められることは当然ながらありうる。

15 前掲外務省経済局304-323頁、経済産業省が毎年発行する不公正貿易報告書（2019年度版では626-629頁）等が参考になる。

16 名称は協定によって異なる。ビジネス環境整備章は、日

本では外国との貿易を行う企業だけではなく、海外進出を行う企業も多いため、進出先国におけるビジネス環境の整備を求める日系企業の数が多いという事情を背景に、主に日本が考案した規定である（前掲・外務省経済局314頁）。

17 経済産業省「2017年版不公正貿易報告書」814頁

18 前掲・外務省経済局320頁

19 経済産業省「2017年版不公正貿易報告書」812-813頁

20 経済産業省「2019年版不公正貿易報告書」521頁

21 この傾向は、ISDSの意義を否定するものではなく、本来であればISDSの提起が選択肢に入るべき案件も潜在的には存在するものと考えられる。

22 経済産業省「2019年版不公正貿易報告書」626頁

23 2017年版不公正貿易報告書814-820頁を参考に、具体的な成果が公表されている事例について筆者がまとめた。各EPAにおけるビジネス環境整備小委員会の開催実績及び改善事例の詳細については、同報告書を参照。

24 投資関連協定では標準化された規定が多く、仲裁判断の多くが公表されることを通じた規定内容の明確化がなされているという側面もあるが、適用可能な投資関連協定が複数存在する場合には、各協定における主要条項の採否及び規定文言の違いや約束表・留保表の内容での優劣等について比較検討を要する。

25 経済産業省「2019年版不公正貿易報告書」501頁

執筆者氏名

川村 隆太郎（かわむら りゅうたろう）

経歴

森・濱田松本法律事務所（2012年9月からシンガポールオフィスに駐在）。2003年東京大学法学部卒業、2004年弁護士登録、2010年ペンシルバニア大学ロースクール（LL.M.）及びウォートンビジネススクール（Business & Law Certificate）卒業、2012年ニューヨーク州弁護士登録、2018年シンガポールForeign Practitioners Certificate登録。クロスボーダーでの不動産・インフラプロジェクト、M&A、合併事業等の国際投資・ファイナンス案件に関し、幅広い経験を有している。日系企業がアジア域内のプロジェクトで直面する現地での問題に関し、法的な観点から突破口となるようなアドバイスの提供を心掛けている。趣味はテニス・ゴルフと七輪を使った料理。

執筆者氏名

畠山 佑介（はたけやま ゆうすけ）

経歴

森・濱田松本法律事務所（2017年9月からシンガポールオフィスに駐在）。2008年国際基督教大学教養学部卒業、2011年東京大学法科大学院修了、2013年弁護士登録。クロスボーダーM&A、合併事業、コーポレート・ガバナンス案件等を中心に執務している。外務省国際法局経済条約課・社会条約官室における2年5か月間の勤務期間中に、TPP協定、日EU経済連携協定、RCEP等の経済連携協定・投資協定の条約文作成・交渉等に從事した経験を生かして、通商法の戦略的活用についてのアドバイスを提供している。趣味は、茶道及びランニング（100キロマラソン完走経験あり）。

資本性所得の重要性 —稼ぐエンジンは2つある—

ADVISORY SERVICE SINGAPORE PTE. LTD
Managing Director
相川 聡志



私達は、仕事をしてお金を稼ぎ、そのお金を使って、食事をしたり、住居に住んだり、洋服を着たりしています。つまり、生きていくためには、お金はなくてはならないものなのです。では、お金を生み出すにはどのような方法があるのでしょうか？お金を生む種類は大きく分けて2つあります。1つは冒頭で申し上げたように、自分が働いたことの対価で得る労働性所得です。代表例は給料です。もう1つは、自分が働くのではなく、お金に働いてもらう所得、いわゆる資本性所得です。代表例は上場株式の配当・売却益や不動産収入です。

労働性所得

労働性所得は、自分が仕事をしてその労働対価で給与を得るものです。従いまして、自分が働かないと稼げない所得です。簡便的に数式で表すと、「時間×単価」、です。労働性所得を増やすには、労働時間を増やすか、単価を伸ばすしかありません。一般論として、良い大学に入りましょう、資格を取りましょう、出世しましょう、というのは先程の数式の単価を伸ばすことで、労働性所得を増やしましょうという意味です。算式のもう一つの要素である時間は有限です。どんなに頑張っても24時間です。むしろ、病気になったら、どんどんと時間は減っていきますし、事故死などしたら一気に時間はゼロになります。

また、労働性所得は、労働ができる仕事があって初めて成立します。コロナ禍で人の往来が途絶えたため、観光業を始めとして航空業や飲食業は大打撃を受け、仕事が無くなった人もいます。しかし、大

局的な観点から見れば、もっと人間にインパクトがあるのは人工知能（AI）の進化です。コロナは収束するかもしれませんが、AIやITは人の働き方を根本的に変えるだけでなく、仕事自体を代替していつてしまい、究極的には人の仕事がなくなるかもしれません。コロナによりIT化、AI化が5年早く進んだとも言われています（MicrosoftのTeamsユーザー数はこの1年で1500万人から1.19億人に増加、Zoomユーザー数は+485%）。

イギリス・オックスフォード大学の研究によると、私の生業である「公認会計士・税理士」は、AIの進化で近い将来に仕事が無くなる職業として挙げられています。もちろん、私のような職業以外にも多くの職業がAIにより自動化、ないしはロボット化していき、現在の職業の約49%がAI・ロボットに代替されていくと予想されています。

従来のITは定形パターンの自動化やロボット化がメインでしたが、AIの進化により、定形パターンではなく、コンピューターが自分で考え、自分でプログラムを書いて自分で進化することができるようになってきました。映画でいうと、アーノルド・シュワルツェネッガーが主演したターミネーター2の審判の日における、コンピューターが自我を持ちコンピューター自身が自分を創造することができるようになった状況にどんどん近づいています。米フェイスブック社がAIを使ってコンピューター同士にチャットで会話をさせてみたところ、独自に言語を変えていき、人間では理解できないけれども、コンピューター同士の会話は成立しているというところまで来ています。

AIの進化で職業がなくなる分かりやすい例は、バ

スの運転手ではないでしょうか。バスは決められた停留所に決められた道を通って運行しています。自動運転バスの公道実験は既に茨城県堺町でスタートしています。同じような発想からすると、局と局を行き来するような郵便トラックなども、同じように自動化できるでしょう。自動運転だけではありません。中国では、銀行の与信審査から融資実行までをAIの力でを行っています。アリババでは、膨大な個人情報データ（クレジットカード・デビットカードの決済履歴、アリペイ決済履歴、銀行情報、給与入金情報、証券口座、消費行動など）をコンピューターでスコアリングし、融資実行を数秒で判定、即入金を行っています。米ゴールドマン・サックスでは、数百名のトレーダーがAIにより3名まで人員削減されました。

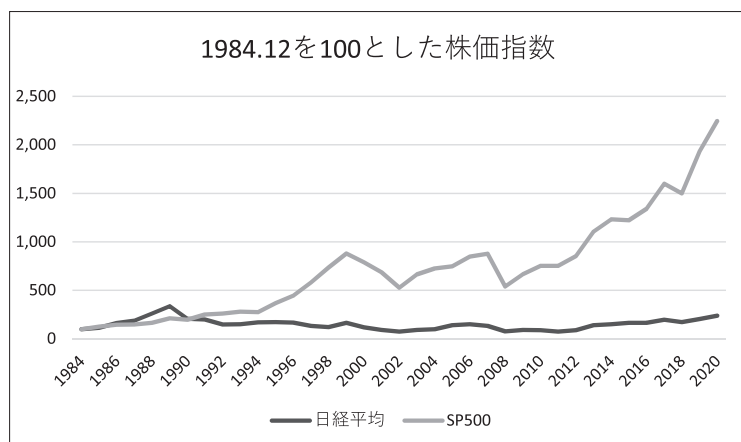
このように、AIの進化により、IT全般がさらに発展し、どんどん人手が不要となる予測です。では、このようなITが究極的に進化した時代、誰が生き残れるのでしょうか。どんどんと、労働がITに置き換えられていきます。逆から見れば、ITが労働している、つまり、ITが労働対価を受け取っているわけですから、お金を稼ぐのは、IT企業になるわけです。もちろん、IT企業で労働してお金を稼ぐ方法もありますが、いつかは自分が育てたITに取って替わられるでしょう。ではどうしたら良いか。それは、ITに稼がせる側に回るのが良いです。リスクを取ってIT企業を起業するのも一つの手法ですが、手軽に実行できるのは、既に上場しているIT企業の株主となることで、IT企業が儲ける分配を享受する手法、つまり資本家に回り、資本性所得を稼ぐことです。

究極的な未来を創造してみてください。全てがAI・IT化され、働くのはロボットだけ。その時代で、人間らしく自主的な選択と決定ができて自由に暮らせるのは、労働性所得ではなく資本性所得で稼げる人間です。それ以外の人間は、細々とした労働性所得にベーシックインカムを与えられる等して、生かされている側の人間となります。映画で言うと、マトリックスで電極を脳に埋め込まれて生きているだけの人間や、Disney映画のウォーリーに出てくる宇宙船に乗ってずっと座席に座ったまま飲んで食べて寝てTV見てだけをしている人間、です。ここまで究極的になることはないと思いますが、将来、労働性所得が減る可能性がある以上、資本性所得を稼げるようになっておく必要があるということです。これは労働性所得がまだある自分の世代というよりは、むしろお子さんやお孫さんの世代を考えて資本性所得を稼げるように設計を今からしておく必要があるということです。

資本性所得

幸運なことに、みなさん労働性所得である給与などを貯めて、預金資産は既にお持ちだと思います。しかし、コロナ対策による金融緩和により、全世界的に低金利状態です。そのため、預金資産が増えるのは微々たるもので、利息だけで食べていくのは至難の技です。受け取る年金で賄う以外の生活費が月に30万円必要として、年間360万円を稼ぐには、10年物日本国債0.1%で運用すると、元本は36億円も必要です。

では、9.0%利回り確保できるとどうでしょうか。



1984年12月末を100とした、2020年12月末までの株価指数比較

米国			日本	
9.0%	22.5	対1984年	2.4	2.4%
8.4%	11.4	対1990年	1.2	0.5%
5.4%	2.8	対2000年	2.0	3.5%
11.6%	3.0	対2010年	2.7	10.4%
複利	倍		倍	複利

2020年12月末と、各年からの株価上昇倍率と複利利回り

元本は約4,000万円で済みます。あとは、4,000万円をどうやって貯めるか、ですが、給与で貯めるのは大変ですね。しかし、今から36年前に例えばS&P500指数を177万円買っていただければ、22.5倍に増え、現在は4,000万円になっているのです。9.0%は、S&P500指数の実績利回りです。では、日経平均株価に投資していた場合はどうでしょうか。同じく36年前に177万円を投資したとしても、現在426万円にしかありません。

お手元にある預金に働いてもらえば、あなたが病気や事故にあつて労働性所得が無くなったとしても、AIやITに職を奪われる日がやってきたとしても、資本性所得により生活をプロテクトすることができます。自分ではなくお金の働いてもらう資本性所得がいかに重要か分かるはず。お金は24時間働いてくれます。お金が働く場所を間違わなければ、お金が病気になって弱くなったり、お金が急死したりはしません。お金が働く場所を証券市場とすれば、どういった国の市場がお金にとって元気に働けるでしょうか。日本は人口減少基調にあるので、需要減少予測ですから、供給も減らざるを得ず、お金の働き場所はどんどん減っていくでしょう。対して、アメリカは移民容認国家のため、人口増加基調ですから、需要は減らず、供給も増えていきますから、お金の働き場所はどんどん増えて行くでしょう。お金が国境を超えて働きに行くのは非常に簡単です。Employment Passなどのビザも不要です。証券口座やPBさえ開けば、市場が成長していく多くの国にお金を元気に働かせに行かすことができます。

会計的思考からの考察

私は証券会社や銀行の人間ではありません。会計の人間です。しかしながら、簿記という世界から見ても、資本蓄積の重要性は論証することができます。貸借対照表の右側（貸方）はCashの調達形態、左側（借方）はCashの運用形態を示しています。調達金利と運用金利の差が利益として、資本に蓄積されていきます。日本人は、借方のCashの運用をしていないため、新たなCashが生まれず、逆にCashを使うことによる費用化（BSからPLに落ち

る）ばかりしています。これでは働いても働いても、個人の貸借対照表の左側（借方）である資産は増えず、結果として資本の蓄積はできません。資本の蓄積が無いということは、AI・IT化による失職や、事故等による収入減少など人生の偶発事象により、人生が債務超過になる可能性が大いにあります。

	借方：Cashの運用形態	貸方：Cashの調達形態
BS	資産(Cashを運用中) ・現金 ・定期預金 ・株式 ・不動産 運用%↑	負債(他人からCash調達-要返済) ・借入など 調達%↓ 資本(自分でCash調達) ・種銭 ・利益↑=収益-費用…自分へ
PL	費用(Cashを消費・運用失敗) ・旅行、食事 ・利息、売却損 ↓	収益(他人からCash-返済不要) ・給与 ・配当、利息、売却益、家賃 ↑

人生のBalance SheetとProfit and Loss Statement

まとめ

労働性所得には、人間であるがゆえの時間・能力の限界、技術進化・病気・事故による雇用機会の減少・喪失という要素があるため、お金を生み出す方法としては不完全です。そのため、自分ではなく、お金の働いてもらう資本性所得を獲得することが重要になります。日本はお金の教育が遅れています。私どもの会計事務所には、相続や生前贈与などでお客様がご相談にいらっしゃいます。資産状況についてかなりの件数をヒアリングしてきましたが、せっかく資本性所得を稼げる機会があったのに、みすみす種銭を浪費しているような方が多く見受けられます。ぜひともこの機会にみなさまが資本性所得の重要性に気づいて頂ければと思います。

執筆者氏名 相川 聡志 (あいかわ さとし)
経歴 公認会計士・税理士。1979年2月生まれ。2003年公認会計士第二次試験合格後、新日本監査法人入所。2008年独立し、東京に愛宕山総合会計事務所を設立。2012年に、Advisory Service Singapore Pte.Ltdを設立し、シンガポールオフィスを開業。東京・シンガポール・バンコクを中心に、法人設立・会計税務、富裕層向けサービス、相続対策サービスを展開中。Youtubeチャンネルを開業し、シンガポール・タイを中心に国際税務について情報発信を行っている。

ご挨拶

TOYOTA MOTOR ASIA PACIFIC PTE LTD
Chief Executive Officer, Asia Region
President
宮崎 洋一



たいへんお世話になっております。トヨタ自動車の宮崎と申します。

シンガポール日本商工会議所の活動を通じまして、皆様と永くお付き合いをさせて頂いておりました稲垣の帰国に伴い、理事職を引き継ぐことになりました。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

当地には、アジア地域（アセアン10ヶ国及びインド・パキスタン・バングラデシュ・ブータン・ネパール・スリランカ・東ティモール）のCEO兼 Sales & Marketing機能の統括会社 社長として、昨年7月に赴任を致しました。コロナ禍の中、皆様へのご挨拶が遅れましたこと深くお詫び申し上げますとともに、今回の機会をご提供頂きました広報委員長 土橋様並びに事務局の皆様から心から感謝申し上げます。

さて、コロナにより、外出・移動や集会・イベント等での制約が続く中、人々のライフスタイル・購買行動が急速に変化してきています。また、コミュニケーションの取り方と時間の使い方を中心とした働き方変革もグローバルレベルで進展してきています。まさに企業にとっては待ったなしの対応・迅速な適応が求められている状況です。言い換えますと、当地の最大の強みであった周辺諸国への移動のし易さのニーズが相対的に低下する中、それに代わる新しい付加価値の発掘と強化が、当地での活動・雇用を預かる者として新たに問われてきていると感じております。

また、当地に来て実感しておりますのが、これまで日本国・日本企業との強い関係の中で、経済発展を遂げてきたアジアの各国での、韓国・中国企業の

台頭の（弊職の想定をはるかに超えて）著しさです。先人・諸先輩方が現地のパートナーの皆様と苦勞をしながら耕してこられたアジアの国々を、引き続き日本企業のHome Regionとして守り抜くために何ができるか、何をしていくべきか考えて参りたく思っております。

ぜひ皆様方とのお付き合いの中で、こうした点でのご示唆を頂戴できたら嬉しく思います。

最後になりますが、皆様と皆様のご家族、さらには従業員の皆様の健康と安全を祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

シンガポール日本商工会議所基金「2020年度の寄付先」のご紹介

シンガポール日本商工会議所基金では、2020年12月15日に「JCCI基金 創立30周年記念セレモニー及び2020年寄付先発表会」をオンラインで開催し、2021年に実施する18の事業と、コロナ禍で影響を受けた当地の方々を支援するために、Community Chestへ寄付をさせていただきました。ここに改めて、2020年度の寄付先についてご紹介をさせていただきます。

1. Arts House Limited

寄付金額：S \$10,000

寄付活動：「Singapore International Festival of Arts (SIFA) - OIWA, Ghost of Yotsuya」

文楽から表現のヒントを得て、“四谷怪談”をテーマに、日星関係者で演出する舞台プロジェクト。



2. Intercultural Theatre Institute

寄付金額：S \$10,000

寄付活動：「Teaching of Noh Theatre」

2000年に設立された演劇トレーニング&リサーチプログラムを提供している団体。本活動では、学生への能のレクチャー及び発表会を実施。



3. Singapore Art Museum (SAM)

寄付金額：S \$10,000

寄付活動：「Collecting Entanglements and Embodied Histories Kaii Higashiyama artwork (exhibition)」
各国を代表する作品を集めた展覧会を開催にあたり、日本からは東山魁夷の作品を展示。



4. Singapore Dance Theatre Limited

寄付金額：S \$10,000

寄付活動：「Ballet Under the Stars 2021」

1988年に設立されたバレエ団で、2021年7月にフォート・カニング・パークにて、屋外でのバレエ公演を開催。



5. National University of Singapore (NUS), Department of Japanese Studies

寄付金額：S \$5,000

寄付活動：「Promoting Japanese Cultural Activities」

狂言、茶道、生け花、舞踊のワークショップ等を通じて、日本文化をより深く理解するための活動を実施。



6. Singapore Film Society

寄付金額：S \$10,000

寄付活動：「Japanese Film Festival 2021」

様々な新旧の日本映画を上映する「日本映画祭」。2021年10月に開催し、映画を通して日本や日本文化への理解を深める。



7. The Japanese Cultural Society, Singapore

寄付金額：S \$20,000

寄付活動：「50th Japanese Cultural Festival」

講演会やコンサートを通じて日本文化をシンガポールに紹介する「日本文化祭」。2021年が50回目の開催となり7月～10月にかけて実施。



8. The RICE Company Limited (TRCL)

寄付金額：S \$10,000

寄付活動：「Bridging Digital Divide Through Arts」

TRCLは、シンガポールの芸術と文化のフロンティアを継続的に推進するため、2014年に設立。シンガポールと日本の子供を対象としたオンラインワークショップ等のバーチャルな交流事業を実施。



9. Runninghour Co-operative Limited

寄付金額：S \$10,000

寄付活動：「Run For Inclusion 2021」

視覚・聴覚障害者と一緒にランニングを楽しむイベントを開催。ワークショップなどにも取り組み、各種啓蒙活動も実施。



10. Singapore Disability Sports Council

寄付金額：S \$50,000

寄付活動：「Majulah, Tokyo 2021 and Beyond」

東京2021パラリンピックに向けて、障害者スポーツの幅広い啓蒙活動と代表選手の育成を実施。



11. Singapore Kendo Club

寄付金額：S \$7,000

寄付活動：「Development of National Team」

アセアン大会、世界大会を目指すシンガポールの代表チームを育成。



12. Young Men's Christian Association of Singapore

寄付金額：S \$10,000

寄付活動：「YMCA Special Needs Virtual Climb 2021」

障害を持った方々のためのバーチャルな富士山の登山イベントを実施。

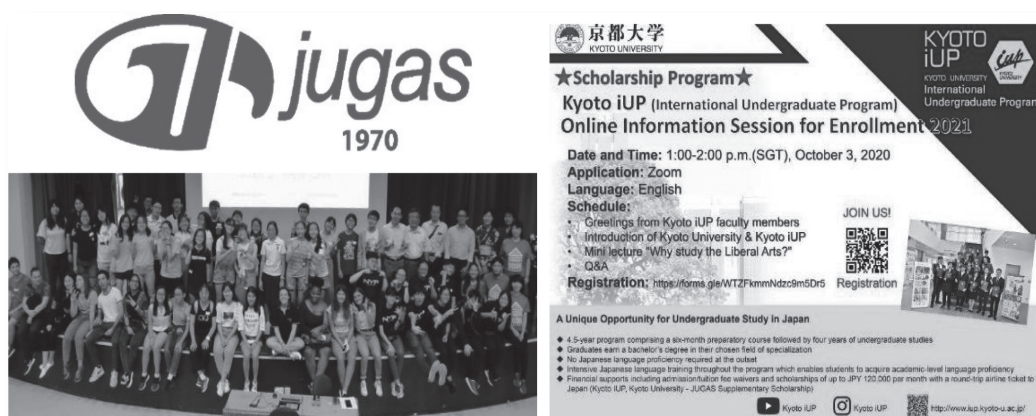


13. Japanese University Graduates Association of Singapore

寄付金額：S \$30,000

寄付活動：「JUGAS Education Fund」

各日本の大学への留学生派遣を支援。また、日本とシンガポールの文化交流を深めること目的とした様々なプログラムを定期的実施。



14. National University of Singapore (NUS), Department of Japanese Studies

寄付金額：S \$10,000

寄付活動：「Field Studies in Japan」

ヘリテージツーリズムの調査や日本のビジネスパーソン等との交流を通じて、日本を深く理解するためのフィールドスタディを実施。



15. NUS High School of Mathematics and Science

寄付金額：S \$10,000

寄付活動：「Japanese Cultural Immersion Program (Outbound) 2021 - Fukui Field Trip」

福井県の高校、大学へNUS High Schoolの学生を派遣。科学、技術、工学および数学（STEM）およびイノベーション関連の企業・機関を訪問。



16. Science Singapore University of Social Sciences (SUSS)

寄付金額：S \$10,000

寄付活動：「ESG Investing - Learning from Japan」

日本におけるESGに関連した活動を学ぶためのフィールドスタディを実施。



17. Science Singapore University of Social Sciences (SUSS)

寄付金額：S \$10,000

寄付活動：「SUSS Virtual Exchange & Symposium 2021 - Early Childhood Care and Education in Japan and Singapore」

東京大学と共同で両国の幼児教育について情報交換するためのバーチャルシンポジウムを実施。



18. Singapore University of Technology and Design (SUTD), Pillar of Architecture and Sustainable Design

寄付金額：S \$20,000

寄付活動：「Hyper City – Japan and Singapore Architectural Study and Exchange」

建築関係者との意見交換などを通じて日本の建築やデザインを理解するフィールドスタディを実施。



19. Community Chest

寄付金額：S \$100,000

寄付活動：「The Invictus Fund」

コロナ禍において、援助を必要とする方々をサポートする福祉団体を支援。



第600回理事会 議事録

日 時：2020年12月8日（火）11：30～12：00

場 所：日本人会 3階 オーデトリウム（オンライン参加あり）

出席者：（日本人会）石垣会頭、郡司、松藤、竹内、小野、宇野、丸山副会頭、小林、草野、大島、辻井運営担当理事、神田、佐々木、杉浦、宮原、河田、酒井、中西、土屋、藤、馬場理事、新藤監事、新居、伊藤、久富参与、清水事務局長
（オンライン）土橋、小林、清州、安田、阿部、吉田、田中、小出、加藤、高原、平井、藤田、宮本理事
計39名

石垣会頭が議長となって開会した。

議 事：

1. 前回（第599回）議事録

石垣会頭が前回（第599回）の議事録について諮ったところ、異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) 「理事選挙管理規定」の改訂について

清水事務局長より、「理事選挙管理規定」について、郵送だけでなく、オンラインでも選挙が行えるように改訂する旨、提案され、理事に諮られたところ異議なく承認された。

(2) 「2021年上半期の会費減免について

清水事務局長より、2020年の決算にて繰越金が発生する見込みであり、コロナ禍での会員企業の負担を少しでも減らすため、2021年上半期（1～6月）の月会費を半額とする旨、提案され、理事に諮られたところ異議なく承認された。

(3) 入退会について

清水事務局長より、3法人会員、1個人会員の入会申請、1法人会員、1個人会員の退会申請があった旨説明され、諮られたところ異議なく承認された。これにより会員数は、法人会員740社、個人会員75名、計815会員となった。

3. 報告事項

(1) 会頭報告、最近および今後の主要行事・会合について

石垣会頭から、JCCI基金の寄付金贈呈式を12月15日にオンラインで開催すること、また日本大使館、日本人会、JCCIの共催で開催していた新年賀詞交換会について、挨拶やパフォーマンスをオンラインで配信する予定であることについて、報告があった。

(2) 部会・委員会からの報告

・部会・委員会理事担当職務について

第一工業部会 稲垣部会長の帰国に伴い、第一工業部会 部会長にIHIアジアパシフィックの小林理事を会頭として正式に委嘱する旨、石垣会頭から報告された。

・募金状況について

JCCI基金 宇野募金委員長より、12月3日現在で173社から募金を頂いている旨、報告があった。

・2020年度寄付先について

JCCI基金 大島諮問委員長より、本年は合計19の活動に対し、総額352,000シンガポールドルの寄付を行う旨、報告があった。

(3) 大使館ならびにJETROからの報告・連絡事項

日本大使館の伊藤書記官より2025年大阪・関西万博について、シンガポールでの啓もう活動に取り組んでいくことにつき、報告があった。また、同月内に実施する日系企業拠点数調査について協力依頼があった。

以 上

<入会承認会員一覧（2021年1月理事会）>


会 員 名	格付	備 考
AIRPORT FACILITIES ASIA PTE LTD [建設・不動産部会]	A (法人)	航空関連施設の建設・取得及び賃貸事業・ファイナンス事業 現地法人（100%日本出資） 設立登記：2013年11月 従業員数：2（派遣邦人1）
SAN-EI GEN F.F.I (ASIA) PTE LTD [第2工業部会]	C (法人)	食品用香料、その他添加物の販売 現地法人（100%日本出資） 設立登記：1995年7月 従業員数：7（派遣邦人3）
Mr Keiichiro Tsuboya (KK CHUA & CO) [法人サービス・IT部会]	D (個人)	会計事務所（会計監査、税務業務、その他会計サービス） 現地法人（現地独立資本） 設立登記：1988年11月 従業員数：18（現地邦人1）
Mr Takashi Kawabata (KROLL ASSOCIATES (S) PTE LTD) [法人サービス・IT部会]	D (個人)	Risk consulting (business intelligence investigation, cyber security & other related services) その他 設立登記：1996年12月 従業員数：24（現地邦人3）

最近の推移：

(' 18年9月) 824会員、(' 18年10月) 819会員、(' 18年11月) 824会員、(' 18年12月) 825会員、(' 19年1月) 819会員、(' 19年2月) 817会員、(' 19年3月) 815会員、(' 19年4月) 813会員、(' 19年5月) 820会員、(' 19年6月) 821会員、(' 19年7月) 819会員、(' 19年9月) 819会員、(' 19年10月) 820会員、(' 19年11月) 830会員、(' 19年12月) 831会員、(' 20年1月) 827会員、(' 20年2月) 824会員、(' 20年3月) 823会員、(' 20年4月) 824会員、(' 20年5月) 823会員、(' 20年5月) 823会員、(' 20年6月) 822会員、(' 20年7月) 821会員、(' 20年`9月) 813会員、(' 20年10月) 817会員、(' 20年11月) 813会員、(' 20年12月) 815会員

<新規入会会員紹介>

会社名 (英)	AIRPORT FACILITIES ASIA PTE. LTD.	
登録代表者名 (日・英)	甲斐 正彰 KAI Masaaki	
所在地	10 Anson Road #14 - 06, International Plaza, Singapore 079903	
電話番号	6303 - 5208	
事業内容	航空関連施設の建設、取得及び賃貸事業	
会社概要	<p>AIRPORT FACILITIES ASIA PTE. LTD.は、2013年に空港施設株式会社 (AIRPORT FACILITIES Co., Ltd.) の100%子会社として設立された企業です。</p> <p>シンガポールを中心に航空関連施設の建設、取得及びその施設の航空関連企業への提供を行っております。拡大するアジアを始めとする海外の航空関連施設需要に積極的に応えて行くよう努力したいと考えております。日本で培った知識と経験を活かしながら積極的に事業に取り組んで参ります。</p>	

会社名 (英)	K K Chua & Co (個人会員)	
登録代表者名 (日・英)	壺谷 啓一郎 TSUBOYA Keiichiro	
所在地	111 North Bridge Road #12 - 04 Peninsula Plaza Singapore 179098	
電話番号	6309 - 2500	
事業内容	<p>日系企業を中心とした会計、監査、税務業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査 ・税務業務 (法人・個人・GST) ・移転価格税制対応 ・会社秘書業務 ・記帳代行 ・その他コンサル (M&A 関連サービス等) 	
会社概要	<p>K K Chua & Coは1988年に設立された会計事務所です。</p> <p>当社メンバーには国際的な会計・監査ファームに在籍していた者もあり、会計関連サービスについて豊富な経験と関与実績を有しております。また、メンバーのうち2名は日本人公認会計士であり、日本・シンガポール両面を考慮した業務を提供することができます。</p>	

Eメールアドレス ご登録・ご変更等のお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊所活動にご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

シンガポール日本商工会議所では、Eメールを通じて、セミナーや視察会の他、機関紙「月報」（電子版）のご案内、JCCI基金活動のご紹介など、幅広い情報をお送りさせて頂いております。

法人会員の皆様におかれましては、複数の方のEメールアドレスをご登録頂き、事業へご参加頂けますと幸いです。（何名様でもご登録頂けます。）

敬具

記

<新規登録方法>

- ・ご登録をご希望のEメールアドレスを、info@jcci.org.sgまでお送りください。
メールの件名には「Eメール新規登録」とご記入下さい。

<登録変更方法>

- ・現在、ご登録頂いているEメールアドレスと、新しく送付先にするEメールアドレスを、info@jcci.org.sgまでお送りください。
メールの件名には「Eメール登録変更」とご記入下さい。

<登録削除方法>

- ・削除を希望されるEメールアドレスを、info@jcci.org.sgまでお送りください。
メールの件名には「Eメール削除希望」とご記入下さい。

<本件担当> JCCI事務局（担当：Doris） [E-mail : info@jcci.org.sg](mailto:info@jcci.org.sg) Tel : 6221-0541

Eメール送信サービスのご案内

シンガポール日本商工会議所では、広報支援サービスの一環として、会員企業へ各社の製品・サービスや事業をEメールでご案内頂くことができる下記「Eメール送信サービス」を実施しております。
各社、ご案内を希望される際には、ぜひご利用頂けますと幸いです。

記

<サービス概要>

費用：S \$200.00（1配信／GST 込み）※配信前に費用（小切手もしくは現金）のお支払いをお願いいたします。
お支払い頂きました後、翌日から3営業日以内に配信いたします。
配信日・時間：平日（土・日・祝・休館日を除く）、9～16時
配信数：約2,200通（2021年1月末現在）
その他：JCCI会員のみ利用可。

<サービスご利用の流れ>

- ① info@jcci.org.sg（担当：Doris）まで、本サービスのご利用希望の旨、ご連絡下さい。
- ② 事務局より「お申込書及び請求書」をEメールで送付いたします。
- ③ 「お申込書及び請求書」に必要事項をご記入頂き、お支払の小切手とあわせて、ご返送下さい。
- ④ 配信用の原稿をテキスト、もしくはワードでお送りください。尚、PDFファイルを添付頂くことも可能ですが、サイズは1.5MB以内にご調整下さい。（ファイルのサイズが大きいと受信頂けなくなる可能性がございます。）
- ⑤ 申込書のご提出及びお支払いが完了した時点で、テストメールをお送り致します。
- ⑥ テストメールをご確認頂きました後、メール配信をさせて頂きます。

<注意事項> ・ご利用の際には、「Standard Guidelines for use of JCCI Email Service」
（<https://www.jcci.org.sg/wp-content/uploads/2019/05/Standard-Guidelines-JCCI-E-mail-service.pdf>）
に同意頂く必要がございます。

ご登録データ 変更フォーム

代表者、住所、E メールアドレスなどの登録内容に変更がございましたら、下記変更フォームに必要事項をご記入の上、JCCI 事務局まで E メールにてご連絡頂くか、JCCI の HP (<https://www.jcci.org.sg/membership/notification-of-change/>) より変更手続きを頂きますよう、お願い申し上げます。

※弊所からの各種事業のご案内は、原則 E メールにてお送りさせて頂いております。

ご異動などがございました際には、登録 E メールアドレスのご変更をお願いいたします。

※変更のご連絡を頂きました際には、弊所からご返信を差し上げております。万一、返信がない場合には、お手数をおかけいたしますが、一度、事務局までご連絡下さい。

※ご変更の際には、必ず会社名と E メールアドレスをご記入下さい。

会社名(日)			
会社名(英)*			
旧代表者名(日)			
新代表者名(日)		新代表者名(英)	
E-MAIL *			

役職(英)		役職(日)	
Address			
TEL:		業務内容	
FAX:			
WEB:			
日本人社員数		総従業員数	
変更日	年	月	日 より

新規登録 E メールアドレス	削除 E メールアドレス

その他

アクセス案内

Access

シンガポール日本商工会議所

Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore (JCCI)

住所
Address

10 Shenton Way, #12-04/05 MAS Building Singapore 079117

電話番号
Telephone

(65) 6221-0541

i 事前登録のご案内 Notice of Pre-registration

MASビルのセキュリティ上の理由から、お越し頂く方全員の事前登録が必要となります。

Due to security reason of MAS Building (Monetary Authority of Singapore), all visitors must be pre-registered prior to their arrival at MAS Building. To facilitate pre-registration, JCCI will need to obtain following details.

- 1** 名前(英語) / Your name
- 2** NRIC(The National Registration Identity Card)、FIN(Foreign Identification Number)、もしくはパスポート番号の下4桁
/ Last 4 digit of your NRIC, FIN No. or passport No.
- 3** 国籍(日本人以外の場合) / Nationality

以上3点をメールもしくはお電話にて、必ず事前にご連絡をお願いいたします。

Please inform your particulars at least a day before your visit.

2021年2月1日現在、COVID-19の影響で、入館には追加での書類提出が必要です。

事前に事務局までご連絡下さい。

As of 1st Feb 2021, MAS requires all the visitors to submit "Visitor Declaration Form" as a precautionary measure to reduce the spread of COVID-19.

アクセス
Access

電車でお越しの方 By Train

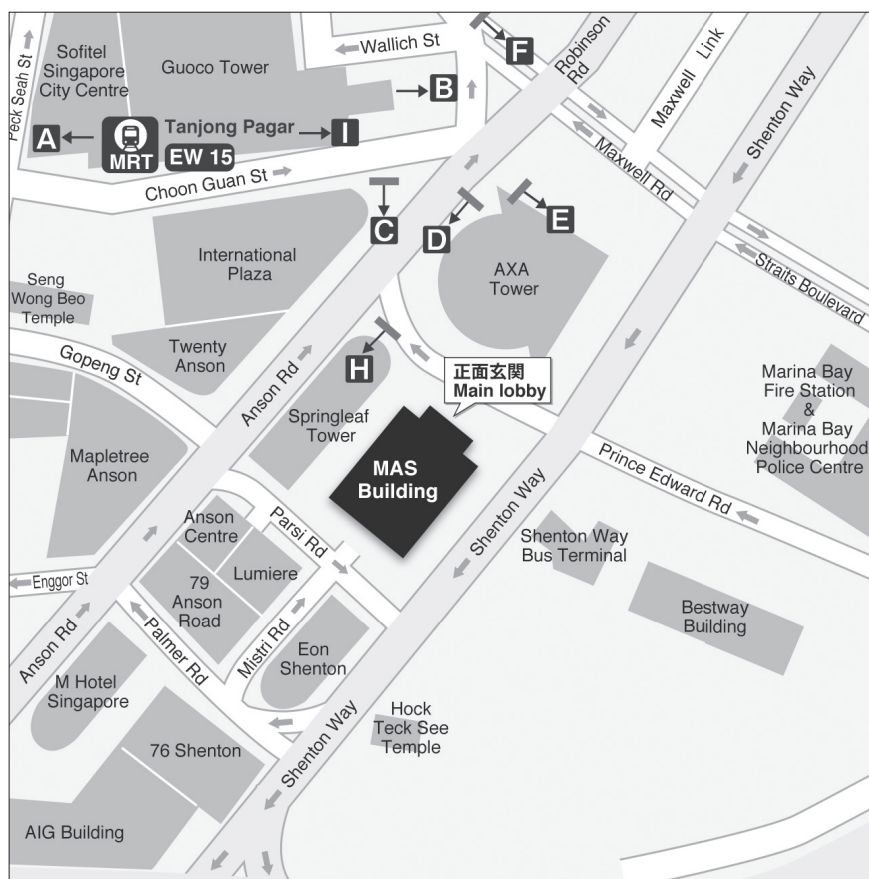
Tanjong Pagar 駅下車 (East West MRT line)
(C/D/H 出口) から徒歩約5分
5min walk from C, D & H
(Tanjong Pagar station, East West MRT line)

車でお越しの方 By Car

MASビルには駐車場がございませんので、お近くの駐車場をご利用下さい。
Please note that public carpark is not available at MAS Building. Kindly find nearest carpark.



地図はこちらからも確認ができます。
You can also check map from here.



月報 February, 2021

編集後記

今月の月報をご覧いただき、まことにありがとうございます。初めての月報担当になりましたが、大変貴重な経験をさせていただきました。ご多忙の中ご執筆いただいた皆様、発刊に携わった関係者の皆様には深く御礼を申し上げます。

2021年新年早々にこの編集後記を書いておりますが、シンガポールでは2020年12月28日からフェーズ3に移り、集会人数上限が5人から8人まで拡大するなど、一層の屋外活動緩和が進み、比較的自由に安全な生活をする事が出来ております。一方で、日本においては、首都圏に再び緊急事態宣言が出され、飲食店の午後8時までの時短営業、外出自粛、イベント制限、テレワーク

強化がなされる等、引き続き厳しい環境にあるようです（当地に在住する身としては、きちんと実感できていない部分でもあります）。シンガポール周辺諸国に目を転じてみても、多くの国で、引き続き多数のコロナウイルス感染者が出ており、コロナウイルス以外でも、米国大統領選後の世界情勢など、話題に事欠かない状態にあります。こうした状況を鑑みるに、2021年も引き続き企業レベル・個人レベルで様々な対応力が求められると感じております。

今月の執筆記事はいかがでしたでしょうか？私個人の感想ではありますが、旅行業界における取組からは、他業界に取っても参考になる部分が多いと思いましたが、日本産たまごの販売については、日本クオリティを現地で享受するための企業努力のありがたさを感じました。EPAにおけるビジネス環境整備章の活用は、自身のEPAへの内容理解を一層深めるものになりましたし、AI社会到来後の働き方や資産形成は、現状の自身の不安要素でもあり、考えさせられる部分でもあります。読者毎に見方は異なるかもしれませんが、いずれも今後の私たちの生活・事業を考えていく上で重要なテーマかと存じますし、新たな気づきを与えてくれていると思います。

国家間の移動には引き続き制限があり、ストレスを感じている方も少なからずおられるかと存じます。一方で、比較的安全な状況にいるからこそ、日々の生活に流されすぎず、シンガポールについて見つめ直す良い機会だとも考えております。実際、シンガポールについてまだまだ知らない事が多く、昨今改めて感じているところです。自分自身の感度を磨き、また読者の皆様のご意見も踏まえながら、より良い広報誌の作成に貢献できるよう、努力して参ります。

（編集後記担当：MUFG BANK, LTD. 菅生 雄介）



左：安田 右：菅生

○名前：安田 雅子（やすだ まさこ）
○出身：東京都
○在星歴：12年（2008年～）
○会社名：DELOITTE & TOUCHE FINANCIAL ADVISORY SERVICES PTE LTD
○仕事内容：M&A 支援業務
○趣味：旅行、映画鑑賞
○シンガポールのお気に入り：PayNowの便利さ
○月報読者の皆様へ：読者の多くの方がここ1年程シンガポール国内で過ごされたことと思います。新たな発見はありましたか？月報もなにか皆様のビジネスや生活にとってのヒントとなれば幸いです。

○名前：菅生 雄介（すごう ゆうすけ）
○出身地：東京都
○在星歴：約5年（2011年～2014年、2018年12月～）
○会社名：MUFG BANK, LTD.
○仕事内容：産業調査
○趣味：ジョギング、街散策
○シンガポールのお気に入り：多様な文化・食事・景観
○読者の皆様へ：コロナ禍で行動範囲が狭くなった今こそ、シンガポールの魅力を再発見できればと思っています。今後も皆様に有意義な情報をお届け出来るよう精一杯努めて参ります。

発行

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE
10 Shenton Way #12- 04/05 MAS Building Singapore 079117
Tel: 6221 - 0541 Fax: 6225 - 6197
E-mail: info@jcci.org.sg Web: <http://www.jcci.org.sg>

編集

TOUBI SINGAPORE PTE.LTD.
138 Robinson Road #18-03 Oxley Tower Singapore 068906
Web: <http://www.toubi.co.jp/>

印刷

adred creation print pte ltd
Blk 12 Lorong Bakar Batu #01-01 Singapore 348745
Tel: 6747 - 5369 Fax: 6747 - 5269
Web: <http://www.adredcreation.com/>

< 2021年3月号月報 掲載予定記事一覧 >

- ① タックスヘイブンへの経済的実体制制とシンガポール海運業界への影響
CITY-YUWA PARTNERS 吉田 麗子
 - ② YALE-NUS 大学生としてシンガポールで生活して感じたこと
YALE-NUS COLLEGE 三浦 花菜
 - ③ 「認知」ではなく「売上」を上げるマーケティングへの変革
BLOOM&CO. 彌野 泰弘
 - ④ シンガポールにおける広告/PRの最新トレンド
FIFTY ONE MEDIA PTE LTD (SingaLife) 飯田 広助
- ※タイトル及び記事内容については、執筆者の都合により変更される場合があります。

会員の皆様の事業・商品PR支援のため、

機関紙「月報」への広告掲載サービス(有料)を実施しています。

機関紙
「月報」

広告大募集!!

「月報」は会員企業ならびに、シンガポール国内外の公的機関関係者に印刷物として配布しています。またPDF版も作成し、メールでの配信を行っています。



名称

シンガポール日本商工会議所機関紙「月報」

発行

月1回(各月初旬発行)

発行数

約900部(2021年1月現在)

メール配信数

約2,200通(2021年1月現在)

体裁

中綴じ冊子(A4サイズ)

内容

各業界の動向等を取り上げた特集記事、JCCIの活動報告、お知らせ など

広告掲載概要

- 広告は何なたでもご利用いただけます。尚、申込は先着順で受け付けます。
- 1か月単位でご利用いただけます。
- 広告によっては、掲載をお受けできないことがありますので、ご了承ください。

掲載費用

- 年間申込(12か月)時は、1か月分の掲載費を免除いたします。
- GST別途要

掲載箇所	サイズ	色	1発行(会員価格)	1発行(非会員価格)
表紙裏(IFC)	Full Pg	カラー(4C)	S\$800	S\$1,200
裏表紙裏(IBC)	Full Pg	カラー(4C)	S\$700	S\$1,100
裏表紙(OBC)	Full Pg	カラー(4C)	S\$900	S\$1,300
掲載場所指定なし(ROP)	Full Pg	白黒(1C)	S\$500	S\$ 800
掲載場所指定なし(ROP)	Half Pg	白黒(1C)	S\$300	S\$ 500

サービス ご利用の 流れ

1 メールかお電話で、本サービスのご利用希望の旨をご連絡下さい。

✉ info@jcci.org.sg ☎ **+65-6221-0541**
(担当:小寺)

2 掲載希望月・期間及び掲載箇所・サイズを確認の上、原稿ご提出の締切をご連絡いたします。

※通常、掲載希望月の約1か月前を原稿提出の締め切りに設定させて頂いております。

3 頂きました原稿は、JCCI 広報委員会で内容を確認し、掲載頂ける場合には、請求書を発行いたします。

※原稿内容について、修正をお願いする場合があります。

4 入金確認後、広告を掲載いたします。

本件担当

JCCI事務局(担当:小寺)

お気軽にお問い合わせください。

E-mail

info@jcci.org.sg

TEL

+65-6221-0541



JCCI
SINGAPORE
Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore